

市民文教常任委員会行政視察報告書

・視察期間 平成25年10月29日(火)～平成25年10月31日(木)2泊3日

・視察先 北九州市 北九州市立特別支援教育相談センターについて
市民センターの活用について
長崎県 長崎県立諫早特別支援学校について

・視察委員 委員長 川村 よしと
副委員長 大原 智
委員 岩下 彰
" 上田 さち子
" 上向井 賢二
" 白井 啓一
" 田中正剛
" 西田 いさお
" 花岡 ゆたか
" 八木 米太郎
" よつや 薫

上記の順に行政視察報告書を掲載しています。

市民文教常任委員会所管事務調査報告書

委員氏名 川村よしと(政新会)

【調査の期間】

平成 25 年 10 月 29 日～10 月 31 日

【調査先・調査事項】

北九州市：市民センターの活用について。

北九州市：特別支援教育のあり方について。(北九州市立北九州特別支援学校)

長崎県(諫早市)：特別支援教育のあり方について。(長崎県立諫早特別支援学校)

【調査報告書の形式】

調査を行うにあたり、事前に質問項目を設定して先方に伝えた上で、現地で詳細な説明を聴取し、質疑応答等で情報交換をさせて頂いた。

質問項目に関しては、委員長を仰せつかっていることから、叩き台の作成を行っている。

よって、報告に関しては、事前に設定した質問とそれに対する回答を軸に、考察を述べることとする。

北九州市：特別支援教育のあり方について

(北九州市立特別支援教育相談センター)

【概要】

特別支援学校の専門性を高めるために、肢体不自由特別支援学校に、整形外科医、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、リハビリ工学士を派遣して、医療的な面から指導方法の助言を受けてきたが、医療と教育の連携を深めるために、日本で最初に医療・教育機関の併設による日常的な連携を行ったという点が大きな特長である。

また、特別支援教育コーディネーターを、小・中・高等学校の全校において最低でも1名は配置している。

特別支援教育コーディネーターには、特別な支援を必要とする児童生徒に対しての理解や指導者としての専門性があること、学校全体の中で調整役として適切に機能できる能力があること等が求められている。

その中でも、校内支援体制作りの中心としてコーディネートする力の向上に重点を置いて養成されている。

【考察】

概要にも記載したが、北九州市立特別支援教育センターの大きな特長は、

病院と各支援学校が隣接し、連携体制が取れていること。

特別支援教育コーディネーターが配置されていること。

上記2点であると考えられる。

に関しては、同様の体制を西宮市でも実現できることが望ましいと考えられる一方で、用地確保や費用の面から、実現可能性は低いと言わざるを得ない。北九州市の総合療育センター付近には、戦後、国立小倉病院を含め、公的な機関が建設されていった。

昭和41年に小倉養護学校の分教場(現在、北九州特別支援学校；総合療育センター隣接)が開設された。また、国立小倉病院に訪問教育が開設され、それが特別支援学校(病弱)に発展し、現在の形の原型となった。

このような歴史的経緯を踏まえると、西宮でこれを取り入れるとすれば、アサヒビール跡地の公共施設建設計画に盛り込む等、大きな政策判断が必要なのは言うまでもない。

メリットとしては、西宮市は、各学校が単独に配置されているので、看護師等は独自配置なのに対し、北九州市では、前述のように隣接していることから、専門医・専門家の派遣がスムーズであり、必要な時に必要な支援を適宜受けられるということが挙げられる。

を西宮に取り入れることは、ハード面の抜本的な統廃合を伴うため困難であると考えられるが、については、西宮市の現状の取り組みに加えて、見習うべき部分もあるのではないだろうか。

北九州市においては、特別支援教育コーディネーターを校長が指名するが、小学校では28.5%、中学校では17.7%が2～3名の複数名で分担して業務を行っている。

その役割は前述の通りだが、具体的な業務内容は、校内委員会の企画・運営、校内や外部との連絡調整、校内研修会の企画・運営、保護者からの相談窓口、子供の特性の把握や具体的な支援方法の検討(個別の指導計画・個別の教育支援計画作成の助言)、心理検査等の結果の分析等である。

メリットとしては、各学校において校内委員会を適切に機能させ、組織的に特別支援教育に取り組むための核となっていることである。それにより、校内支援体制を整えて、チームとして特別な支援を必要とする児童生徒に必要な指導・支援を実施できるようになる。

また、複数配置校においては運営担当と指導担当として業務を分担することにより、それぞれの担当校務分掌や専門性、適正を踏まえて円滑に業務を行うことができる。

西宮市の現状として、介助員と現場の教員のコミュニケーションについて課題があると管内視察で伺ったが、特別支援教育コーディネーターについても、他の職員、教員との役割分担を明確にし、円滑に業務が進行するように留意する必要がある。

その点においても、北九州市の体制は十分に配慮されたものになっている印象を受けた。

上記を踏まえると、に関して、北九州市に倣うとなると、抜本的な方針転換を求められるのではないかと考えられる。

北九州市：市民センターの活用について

【概要】

平成 6 年度から、小学校単位を基本に「まちづくり協議会」を設置し、現在は 130 小学校区に対し、135 のまちづくり協議会が設置されている。

この協議会は、自治会、婦人会、老人クラブ等の地域団体や、学校、起業などの地域の様々な団体により構成されており、部会制を取り「地域総括補助金（平成 16 年度から実施）の対象となっている。

「地域総括補助金制度」とは、地域が一体となった、住民主体の地域づくり・まちづくりを促進するため、市内各部署が事業ごとに交付していた補助金を可能な限り一本化し、「まちづくり協議会」に交付する補助金のことである。

（平成 22 年度に 13 項目の補助金を一本化）

市は、地域福祉のネットワークを構築するとともに、住民による福祉活動、コミュニティ、生涯学習等の拠点として、小学校単位を基本に「市民福祉センター」を設置し、平成 6 年度から整備してきた。

また、既存の「公民館」にも「市民福祉センター」の機能を付加して活用を図ってきた。

その後、平成 17 年に「市民福祉センター」と「公民館」を統合し、名称を「市民センター」に変更している。

現在、市民センターは 129 館、市民サブセンターは 5 館あり、直営で運営され、まちづくりの拠点施設として活用されている。

【考察】

市民センター設立の目的と、その経緯と合わせて考察を述べる。

昭和 57 年に北九州コミュニティ研究会からの答申として、公民館には「地域課題の解決や実践に直結するような学習に取り組むこと」「地域団体の協議会事務局機能を併せ持つこと」が必要であり、それと同時に「高齢化社会の到来を控え、公民館が福祉ボランティアセンターとしても機能する必要がある」と提言された。

ちなみに当時の北九州市の高齢化率は 25.9%であり、全国の 24.1%を若干上回る数値であった。

また、平成 5 年には、高齢化社会対策総合計画の策定を行う中で「小学校区を基本とする、自治会、校区(地区)社会協議会など、地域団体の連携に寄る地域福祉ネットワークの構築が必要である」と提言され、平成 6 年に、地域住民による福祉活動、市民の交流、生涯学習活動等の拠点となる「市民福祉センター」の整備を開始した。

こうした流れの中、公立公民館に市民福祉センターの機能を付加する形で平成 17 年から「市民センター」が本格的にスタートした。

公民館の利用者の範囲を中学校区から小学校区にすることで、より身近なところで、上記のように提言されている地域での役割を果たすことが狙いであったと考えられる。

具体的な成果としては、コミュニティ活動における地域パトロール等を以前よりも身近なところで行えるようになり、犯罪件数が 70%も減少している。

また、保健福祉活動においては、子育てサークル等の団体数が 80 団体以上にも上り、地域活動の活性化に寄与していると考えられる。

また、市民センターを地域住民の自主的な活動の拠点とするために、管理体制をまちづくり協議会へ委託しているのも大きな特長である。

こうした体制によって「地域づくり活動の担い手となる人材を育成できる」「市民センターで行う市の事業が実施しやすい」「職員の人件費が抑えられる」というメリットがあると考えられる。

一方で、個人的に気になった点としては、北九州市では公共施設マネジメントの具体的な計画はまだ出てきておらず、公共施設の延べ床面積を 20～34%削減する必要があることは周知されており、市民センターも何らかの形で対応せざるを得ない状況にあるということである。

担当職員の方は「地域の方々も市長も、市民センターが好きなので強引に削ることはできない」と仰っていたが、市の全体的な方針との連携は必要不可欠であるため、手つかずのまま全てが継続されるとは考えにくい。

西宮市においては、地域コミュニティの弱体化が課題であるので、北九州市のような市民センターのあり方を検討するのもひとつの手段だが、公共施設マネジメントの方針との整合性を踏まえて行う必要があるということを感じた。

長崎県(諫早市):特別支援教育のあり方について。

(長崎県立諫早特別支援学校)

【概要】

ビジョンとしては「行きたい学校・行かせてよかった学校」を掲げており、具体的には下記3点が挙げられている。

特別支援教育に関する専門性を確立し、授業の改善・充実により児童生徒の生きる力を育む。

地域におけるネットワークを確立し、相談や支援の体制を整え、地域のセンター的昨日を充実させる。

信頼される学校を目指し、組織マネジメントを確立する。

これ以外にも、学校教育目標、めざす学校像、めざす児童生徒像、めざす教師像、学校経営目標、本年度努力目標等が掲げられており、それに対する具体的な行動指針、計画も示されている。

【考察】

個人的に事前の情報収集の段階で気になっていたのは、下記の2点である。

ビジョンに「組織マネジメントの確立」を掲げている点。

複雑な「自立活動チェックリスト」を活用している点。

以下、この2点を中心に述べていきたいと思う。

に関しては、「組織マネジメントの確立」というものをビジョンとして掲げている教育機関は珍しいと考えられる。

私は前職で、組織人事のコンサルティングファームに勤めていたが、「組織マネジメント」と一言で言っても、その組織の特性によって、あるべきマネジメントの姿は多種多様であると常々感じてきた。

また、塾・予備校講師の経験もある中で、受検競争という定量的に成果が計りやすい教育機関においても、その組織マネジメントについては、どの企業、学校も様々な課題を抱えていることを知っていた。

定量的な成果という点について少し触れると、その組織が売上目標や利益目標のように、定量的な目標を定めている場合、それに対するマネジメントは数字

を基準に行えば良いので、その達成可能性を別にすれば、成果に対する評価やフィードバックは行いやすい。

しかし、数値で計ることのできない定性的な成果や目標についての評価は難しく、これがうまくいかないことが原因で、組織マネジメントに支障を来し、場合によっては、その組織のビジョンクライシス、モチベーションクライシスを引き起こすこともあり得る。

具体的には、例えば公務員の例で言えば、徴税の仕事をしているメンバーがいた場合、彼に対する評価は徴税額の総計で行うことはできない。

なぜなら、無理な徴税を行ったがために、その市民の生活を追い込むことになったとすれば、そこに対する是非を評価に盛り込むことが難しいからだ。

同様に、特別支援学校の教諭に対する評価も「生徒が をできたから + 10点」というように単純に数値化するのは難しい。

要するに、定性的に効果測定ができない仕事が多い組織において、そのマネジメントは大変難しいものとなるということだが、そんな中、諫早特別支援学校はビジョンとして「組織マネジメントの確立」を掲げている。

今回の視察では、そこに対する具体的な取り組みについて、大いに期待をしていた。

この期待に対する回答が、現場での説明の中で、図らずとも として示されることとなった。

まず、特別支援学校に求められるものについて、教育課程上の位置づけから捉え直し、自立活動が重要だということを考慮した上で、その項目を6区分26項目としている。具体的には、

【1項目 健康の保持】

(1)生活リズムや生活習慣の形成に関すること。

(2)病気の状態の理解と...

という形になっていた。

その上で、自立活動の指導における専門性を高めるために、自立活動専任を配置し、学部をまたいで自立活動指導を行う体制を作っている。

その中で、専任の役割は明文化されており、更に具体的な個別の指導計画の作成・運用が定められている。

ここで活用されるのが「自立活動チェックリスト」であった。

このチェックリストは、非常に合理的かつ論理的に作成されており、これに則って仕事に取り組み、課題の抽出・整理、指導計画の作成・評価ができるようになっていた。

ヒアリングをした限りでは、当然、上司や先輩教師からの指導は必要であるが、全17ページに及ぶチェックリスト、そこから作成される目標設定シートや個別指導計画は、一朝一夕で作成できるものではないという印象を受けた。

これに関して、コンサルタント等、外部機関の手が入っているものだと考えていたのだが、校長を中心に学校独自で作成したものであるとのことで、すべての疑問が氷解した。

定性的な指導に対して、これだけ緻密な課題整理、計画の作成や評価ができる幹部職員がいるのであれば、教員に対する評価や組織マネジメントも、現場で十分納得のいく形で導かれていることは、想像に難くない。

実際に、学校内を見学させて頂いた時に自立活動専任の方に「今、何をしているところですか？」と質問したところ「この生徒は 〇〇 という課題があり、個別指導計画の中で 〇〇 という計画になっているので、その中ですべきこと 〇〇 点の3番目を指導しているところです。」と、即座に答えて頂いた。

この状態こそ、まさにチェックリストや指導計画だけでなく、組織マネジメントが機能しているということなのだ実感した瞬間であった。

ここまでを考えると、諫早特別支援学校の組織マネジメントや自立活動における取り組みは、そのまま西宮の特別支援学校に取り入れても上手くいくものではないと考えられる。

なぜなら、その仕組み自体が校長の能力や志向性等、極めて属人的な要素を出発点にしているからだ。

これに倣うのであれば、西宮では、現場の教員の方の想いを共通のフォーマットで共有するところから始めなくてはならないので、その道のりは大変長く険しいものが予想される。

私個人としては、管内・管外と様々な現場を視察させて頂く中で、資料を読み解くだけでなく、こうした現場の声をより多く聞くことで、現行の制度の理解と今後のあり方を考えていく必要があると、認識を新たにした。

以上

市民文教常任委員会

所管事務調査感想・意見等

委員氏名 大原 智

調査の期間

平成25年(2013年)10月29日(火)～31日(木)

調査先及び調査事項

・北九州市

特別支援教育相談センターについて

・北九州市

市民センターの活用について

・長崎県

長崎県立諫早特別支援学校について

北九州市 特別支援教育相談センターについて

【取り組みの概要】

日本で初めて設立された総合療育センターが併設しており、同センターとの連携を図りながら、医療と教育の深い連携を強みとして、専門的な立場から、巡回・就学・教育・通級相談を実施している。

病院の近隣に、各支援学校が配置された経緯としては、現在の総合療育センターの付近は、戦後、国立小倉病院を含め、公的な機関が建設されてきた地域とのことである。

そして、昭和41年に小倉養護学校の分教場（現在の北九州特別支援学校：総合療育センター隣接）が開設された。

また、国立小倉病院に訪問教育が開設され、それが企救特別支援学校（病弱の子供のための学校）に発展した。

北九州市の特別支援教育の特徴的な取り組みとしては、特別支援学校の専門性を高めるために、肢体不自由特別支援学校に整形外科医、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、リハビリ工学士を派遣して医療的な面から指導方法の助言を受けてきたことである。

各学校間での連携において、特徴的なものとしては、特別支援教育課の事業である「専門医、専門家制度」があり、特別支援学校に医師、整形外科医、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、リハビリ工学士、臨床心理士を総合療育センターから派遣している。

また、特別支援教育相談センターの事業に専門家チームの派遣があり、連携して小、中学校の支援を行っている。

【感想及び意見】

やはり、北九州市の最大の強みは、医療との連携という点である。

西宮市においては、児童生徒の障害の状態は、年々、重度化・重複化・多様化し、医療的ケアを必要とする児童生徒は、全体の3分の1を超えている。

そして、当然、教科指導を主とする児童生徒も多く在籍している。この課題については、教師の指導力の向上を図るというだけでは、解決がつかない。

医療の課題については、教職員や看護師を支援する体制づくりが急務である。

また、全体的な支援体制では、北九州市では、特別支援教育補助講師、特別支援教育学級補助講師、特別支援教育介助員、スクールヘルパーと役割分担を明確にした支援が行われていた。

本市では、「介助員」の増員体制の中で、これらの支援が行われてきた。

当然、現状の限られた体制の中で、西宮市も最大の体制をとっているが、今後の拡充を図っていかなければならないと思う。

ただ、本市が、独自に養護学校を持ち、教育に対し、努力を続けてきたことは、評価されてよいと思う。

北九州市のように、一つの建物の中に、集約された機能があれば、確かに望ましいことであるが、本市の歴史と背景を考えたならば、市内に点在している施設（たとえば、砂子療育園など）との機能連携を図ることを検討していくべきである。

地域の特性を考えると、決して他市の真似をすればよいというものではない。

北九州市 市民センターの活用について

【取り組みの概要】

北九州市では、従来の学習支援拠点としての公民館を、昭和57年から大きく見直し、公民館に、市民福祉センターの機能を付加、さらに、40回以上の市民との意見交換を重ね、平成17年から、全市において、市民センターとして統一がされた。

このことにより、従来の中学校区から、小学校区にその設置範囲が拡大、これまでの生涯学習活動の拠点機能に加え、地域の課題を地域で考え、地域で解決するという『まちづくりの拠点』として、生まれ変わった。

その運営は、官の責任という点を踏まえ、市が各館の館長を直接採用し、各施設の管理業務は、地域住民の中から職員を採用し、「まちづくり協議

会」に委託している。

その結果、行政は、責任ある施設管理を公平・公正に行い、尚且つ、現場では、地域づくりの活動の担い手を育成できるというメリットが特徴となっている。

【感想及び意見】

本市では、この種の施設としては、公民館、地区市民館、共同利用施設という大きく分けて3種類の施設が並立しており、その所管部局も違えば当然、利用目的も違うものとなっており、市の事業として、連携が、取れているとは言えない。

また、本市の大きな課題としては、施設の老朽化の問題がある。耐震化等の工事を今後、検討していかなくてはならない。

その他、指定管理者制度を導入し、地域の自治会や市民の自主的な活動を支援すると謳っているが、その稼働率は極めて低い。

今後、避けて通れない公共施設マネジメントの検討にあたり、所管部局の統一、並びに更なる施設の統合と目的の見直しについて、北九州市の事例は、大いに参考となるものである。

第3者委員会を通じて、0からの議論を進めていただいているが、大事なのは、市としての方針である。

関係部局には、ぜひ、1つに、社会教育としての公民館と市民サービス向上のための市民館、本来、設立趣旨が違う施設であるこれらの適正配置の議論、2つに、運営方法は、誰がどのように行うことが、本当に市民にとってベストなのかの点を、特に検討していただくように提案したい。

長崎県 長崎県立諫早特別支援学校について

【取り組みの概要】

諫早特別支援学校は、肢体不自由児が対象とされており、新学習指導要領に対応した小学部、中学部、高等部の一貫教育とともに、訪問教育も行っている。

その特徴としては、児童生徒の実態に応じた教育課程を設けるために、自立活動チェックシートやパワーアップシートを活用し、個別の指導計画の作成と評価により、各個人に応じた指導の充実を図っていることである。

自立活動の内容としては、健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6項目にわたる。

さらに、この専門性を高めるために、自立活動専任を小学部1名、中学部1名、高等部2名の計4名を配置し、教師のサポートも行っている。

それだけでなく、PT、OT、ST、歯科医の4職種の外部専門家を活用し、教師の専門性を高める取り組みを行っている。

その他、長崎県教育委員会より、ICT教育推進事業研究指定校とされており、学校見学の中でも、タブレットを使用した授業等が行われており、自立支援に生かされていた。

【感想及び意見】

西宮養護学校は、開設後の老朽化と使い勝手の悪さが、かねてより指摘をされているところである。

諫早特別支援学校でも、ご教示を受けたが、現在、知的障害者は、増加の傾向が著しいが、肢体不自由児は、横ばいの状況が続いているとのことで、受け入れにパンクすることはないと言われていた。

本市も同様の状況と思われ、特別支援学級との支援体制を、検討していかななくてはならない。

また、個別支援計画は、本市でも運用されているが、専門性を高める取り組みは、当然ながら、市だけの取り組みではおぼつかない。

今回の視察は、奇しくも訪問先が、政令市と県であり、財源等、ある程度、自己判断のもと、政策を進められる強みがある。

本市では、限られた財源の中で精いっぱい取り組みを進めておられるが、児童生徒やご家族には、直面する課題は、どの地にあっても共通である。

従来の肢体不自由児は、市の担当、知的障がい児等は、県が担当という単純な住み分けでは、医療との連携においても、キャリアオーバーの課題等、解決がつかなくなってきた。

知恵を出しながら、兵庫県との連携をさらに高めるしかないと思われる。私も、さらに研究しながら、良き政策提案を起こしてまいりたい。

市民文教常任委員会行政視察報告書

委員氏名 岩下 彰

調査の期間

2013年10月29日(火)～10月31日(木)

調査先及び調査事項

北九州市

・北九州市立特別支援教育相談センターについて

・市民センターの活用について

諫早市

・長崎県立諫早特別支援学校について

意見・感想等

10月30日午前

北九州市立特別支援教育相談センター及びセンター内にある北九州市発達障害者支援センター視察

・北九州市福祉事業団運営施設としての北九州市立総合療育センターの説明をうける。

総合的専門施設として、障害児者とその家族の地域における生活を支援するため、医療、通園療育、入所療育、在宅療育、生活支援、家族対象の相談、関係者の専門研修、臨床研究。

市民文教常任委員会行政視察報告書

情報の収集・提供等を事業としており、たいん算が高く、きめ細かく実施されている。1965年設置以来、さまざまに変わりつつも、障害児者、家族へのあたたかい施策は拡充へと推進されていると感じた。施設も併せていたのだが、充実していると感じた。

・特別支援学校については、資料にて報告をいただいたが、あらゆる面で学ぶべき、参考をすべきと感じた。特に、医師、整形外科医、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、リハビリ工学士、臨床心理士が派遣されていることは、西宮にもとり入れるべきであると感じた。

10月30日午後

北九州市立若園市民センター視察

○施設設置の経緯。市民福祉センターの設置から公民館にその機能を付加し、平成17年1月1日に、市民センターとして現任に至っている。

本館129館、サブ館となっている。130校区をもちいている。市の直営でまちづくり協議会へ運営を委託。担い手の育成、事業の実施がしやすく、件費の抑制とメリットがあるとしている。

市民文教常任委員会行政視察報告書

「新たな行財政改革の方針」と答申しており、将来のあり方が見直されようとしていることに注したい。地域が一体となり、住民主体の地域づくり、まちづくりの促進のため補助金が一本化されていることは参考にできると感じた。

10月31日午前

長崎県立諫早特別支援学校視察

はじめに、自立活動について、班より説明をうける。目標を明確にして、さまざまな内容の活動に力くんでいる。指導における専門性を高めるべく、力に力を注いでいる。全ての教師ができるよう努力している。外部の専門家も活用。等々子どもたちが主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よく生きようとするのを自立の像として、そのことを指導可能となるよう努力していると感じた。

その後、施設を見学し、授業も参観した。校舎面積も2階建て4512m²もありたいへん広く大きな学校である。職員137名、校医、歯科校医、薬剤師等10名、児童数小中高等部123名、比較的(西宮比)軽度である。

市民文教常任委員会行政視察報告書

県立であることから、市町村立ではという思いも
あったが、西宮養護学校の将来を考へる上では
参考すべきことは多くあると思った。

市民文教常任委員会行政視察報告

上田 さち子

調査の期間	2013年10月29日(火)～10月31日(木)
調査先及び調査事項	北九州市 ・北九州市立特別支援教育相談センターについて ・市民センターの活用について 長崎県 ・長崎県立諫早特別支援学校について

(北九州市立特別支援教育相談センターについて)

事前に連絡していた調査項目が、現地に伝わっておらず聴取することができなかった(後日、文書で回答があることになっている)が、市立総合療育センターと複合施設となっている特別支援教育相談センターの調査を行うことができた。

さらに、重度の障害のある児童・生徒が入所できる総合療育センターと、特別支援学校とが廊下でつながっており、通学できるようになっているのは医療・教育が連携しており、子どもたちの負担軽減につながっている。

昭和53年に北九州市によって開設された総合療育センターは、市の福祉事業団が運営主体となっている。80名定員の足立園(医療型障害児入所施設:重心)は、成人の療養介護も併設。短期入所20名のサービスも行っている。

玄関を入ってすぐに外来部門があり、当日も朝早くから大勢の受診者がおられた。小児科・整形外科・内科・リハビリ科・眼科・精神科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・歯科・小児歯科・矯正歯科はあり、ちょっとした総合病院並みである。何らかの発達に不安のある場合、まず外来での相談に訪れ必要な医療を受けることになる。

支援及びサービスは足立園のほかに発達障害、重度重複障害などに分け、ひよこ園・うさぎ園の通所施設があった。西宮市にある砂子療育園と同じだなあと感じながら視察したが、やはり入所する方の年齢が本来の児童・生徒から成人へ、さらに高齢化してきているのは同じ傾向である。

特別支援教育相談センターでは、①療育センター患者の増 ②相談センターへの相談の増を強調されていた。全国的な増加傾向の流れである。現在は、支援教育補助講師は、教員免許保持者で嘱託の身分だが、対象者増の中で「教員免許要件」を外し、その財源で補助講師の増員を図るとのことだった。

いま西宮市でも「新わかば園」の建設中である。今回の視察は当初の目的であった「特別支援教育」の調査ができなかったが、まさに本市が療育・医療と教育連携をメインに

据えようとしている先取りの状況を北九州市で実感できたと思う。効果的な連携を願う。

(市民センターの活用について)

北九州市立若園市民センターにおいて調査を行った。

まず、施設設置の経緯について説明を受けた。現在、平成 25 年 3 月末で高齢化率が 26.2% (全国平均 24.1%) と進む市だが、昭和 57 年に北九州コミュニティ研究会が答申し、公民館は①地域課題の解決や実践に直結するような学習に取り組む ②地域団体の協議会事務局的機能を併せ持つということと、高齢化社会の到来を控え、公民館が福祉ボランティアセンターとしても機能する必要があるとの提言を行った。

これを受け、平成 5 年には市が「高齢化社会対策総合計画」を策定。①小学校区を基本とする自治会・校(地)区社会福祉協議会など地域団体の連携による「地域福祉ネットワーク」の構築 ②地域住民による福祉活動、住民の交流、生涯学習活動等の拠点となる市民福祉センターの設置をと提言。翌平成 6 年度から市民福祉センター整備を開始した。

特徴としては、中学校区単位に設置された公立公民館 63 館に、上記の「市民福祉センター」の機能を付加(福祉・交流)し、二枚看板化(63 館中 50 館、13 館は市民センターに移行)。さらに公民館の利用範囲を中学校区から小学校区(全 130 館に)に変更し、平成 16 年 2 月には「市民福祉センター」を「市民センター」に名称変更、公立公民館は「市民センター」に統一された。公民館以外の市民センターは、延べ床面積 670 m² (標準) にレベルアップされ、翌 17 年 1 月 1 日付で必要な条例改正も。

ここで、社会教育施設である公民館が本来の機能を維持していけるのかが気になるところである。基本的には市民講座やクラブ活動等は使用料免除となっている。お聞きすると、24 年度の市民センター利用者のうち、ほぼ半数は生涯学習活動(49.6%) で活用されているとのことであった。なお、公民館整備時の文部科学省補助金については、従前の社会教育活動の確保をしていることから、住民サービス低下を招かないようにと返還請求はなかったということだった。

市民センターの管理運営については、市が館長を採用し市の直営となっている。まちづくり協議会に施設の管理運営業務が委託されており、協議会が地域住民から職員を雇用、館に配置している。ちなみに館長は市の嘱託で毎年更新し、館の職員は最低賃金を下回らない範囲での雇用となっており、まさにボランティア的待遇である。

市の各部局ごとに縦割りで地域団体への補助金の一本化(防犯灯維持管理補助金・防犯灯設置補助金・老人クラブ助成金・ふれあい昼食交流事業補助金など 14 項目)を狙い、平成 16 年から「地域総括補助金制度」を導入。1 団体 330 万円でこれまで各団体が市に返還していた補助金の余りを、地域の団体間で他の事業に流用可能とする制度のメリットを強調され、「校区まちづくり補助金(上限 23 万円)」の利用も可とした。

当日の視察先である若園市民センターは、ふれあい昼食交流事業が実施されており、なんだかにぎやかな雰囲気であった。しかし、地域住民にふれあいや交流と、社会教育法にもとづく事業がはたして融合するのだろうか、はなはだ疑問をもった。

高齢化が進むなかそれぞれに目的をもった地域団体の住民が、日常的に民主的に一つの館でうまく連携していけるのだろうか？

行政の都合で、縦割りの補助金を一本にして、配分は皆さんでということだが、流用など可能か？など気になるところだ。

それにしても、館を削減するのではなく、拡充していったという点では評価できると思う。西宮市でも公共施設マネジメントだといって総量規制を狙っているが、それぞれの団体には目的があり、館には設置する趣旨があるはずで、どんぶりにしていいとは思わない。

(長崎県立諫早特別支援学校について)

昭和 39 年に開校した諫早特別支援学校は、県の中央部に位置する。現在小・中・高等部に 123 名が学んでいる。かつて文科省におられ、西宮市立春風養護学校も視察されたという校長先生からお話があった。いま、国の施策が目まぐるしく動いており、特別支援学校のあり方がどうか問われている、質の高い教育が必要だと力説された。そして「行かせてよかったといえる学校に」「子どもたちにどんな力をつけさせるか」ということから、自立活動の指導の専門性の向上を図っているとのことだった。

授業の様態を視察させてもらったが、西宮の春風養護と比し全体として障害の程度が軽いのかと感じた。医療ケアの必要な子どもは 15 名で、うち吸引と経管が 5 名。高等部では単一障害の生徒が 29 名だが、毎年就労する生徒、進学する生徒がいるとのことだった。

特に「自立活動について」として詳しく説明を受けた。通常の教育カリキュラムのほかに、障害のある人たちが、支援を受けながらも自分の意志で「よりよく生きる」例えばボタンの付いた服を自分で着れるようにとか、自分でご飯をすくって食べることができるようになど等、「自立活動」を重視して取り組んでいる。4 名の自立活動専任教諭が学級担任を外れ、他の教員を指導、サポートする体制もとられている。なによりも、一人一人の児童・生徒の情報がすべての教員、関係者に共有する仕組みがとられていることに驚いた。特別支援教育って、こうでなければと思った次第。

長崎県だけに離島も多くあることから、学校とつながって寮が整備されており、舎監の皆さんが 4 交代制で日常生活のサポートもされているとのことだった。

通学は基本はバスによるが、医療ケアの必要な子どもは保護者が送迎している。

あらためて、西宮市の春風養護学校の重度重複化が進む児童・生徒の先進的な特別支援教育の一層の充実のために、議会としても支援しなければと思いました。

以 上

市民文教常任委員会視察報告書

上向井 賢二

■北九州市立特別支援教育相談センターと総合療育センターとの連携について

北九州市は日本で始めて総合療育センターを設立し、以前から医療と教育の連携が深い。従来より特別支援学校の専門性を高めるために、肢体不自由特別支援学校に整形外科医、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、リハビリ工学士を派遣して医療的な面からの指導方法の助言を受け、医療と教育の連携を進めてきた。

北九州市における3つの先進的取り組み

北九州市は特別支援教育において、西宮市にない3つの先進的な取り組みを行なっている。その内、特別支援教育コーディネーターは西宮市でも実施しているが、北九州市の特徴としては、学校分掌に位置づけ、特別な支援を要する児童生徒に対しての理解力や指導者としての専門性、学校全体の中での調整役を適切に遂行することが求められ、特に校内での支援体制づくりの中心としてコーディネートする力が求められている。以下に3つの先進的取り組みを簡単にまとめてある。

● 特別支援教育相談センター

特別支援教育相談センターは、併設の北九州市立総合療育センター等と連携し専門的な立場から、幼児児童生徒、保護者、学校・幼稚園等への巡回相談・就学相談・教育相談・通級相談を行なっている。

巡回相談

申し込みのあった学校や幼稚園を訪問し、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の様子を踏まえて、教職員と適切な指導や必要な支援のあり方について協議し、校内での支援体制づくりや個別の指導計画等の作成についても助言をおこなう。必要に応じて総合療育センターの医療スタッフと連携して専門家チームが、より専門的立場から支援を行なう

就学相談

障害のある幼児児童生徒の可能性を最大限に伸ばすことを目指して、保護者と相談しながら就学する学校を決定する。就学相談会では、幼児児童生徒の状態を教育的・心理学的及び医学的観点から総合的に理解するとともに、保護者との面談を通して就学する

学校を決める。定期就学相談会を7月から11月にかけて5回、夏期就学相談会を夏休み中に6回、臨時就学相談会を4月以降、随時行なっている。

通級相談

通常の学級に在籍し、言語・聴覚・視覚・情緒に軽度の障害のある児童生徒や、医療機関等でLD・ADHDの判断を受けた児童生徒を対象に通級による指導が必要であるかどうか判断するための相談会を8月から12月の間に5回開催している。

教育相談

幼児児童生徒の将来を見通して、現在の様子を踏まえて、一人ひとりに必要な支援について、保護者や教職員と相談し、必要に応じて療育センター等との連携を図っている。

● 特別支援教育コーディネーター

各学校で指名、校務分掌に位置づけられている。コーディネーターは校内委員会、校内研修の企画運営や関係諸機関・学校との連絡調整等の役割を担っている。

● 特別支援学校と病院の物理的近さ

北九州市総合療育センターは発達障害のリハビリテーションを行う病院、保育を通じて発達を促す通園、そして生活を支える福祉施設の総合的な機関である。多くの専門職が医療やリハビリテーション、生活に関わるあらゆる相談に応じている。外来や入院、通園を利用できるほか、家庭や幼稚園・保育所、学校などに出かけていくサービスを利用することもできる。施設は特別支援教育相談センターと併設されている。

特別支援教育相談センターと連携し、児童の教育相談と医学的な診断・治療を並行して進められている。これは養護教育センターが医療機関と併設されている最大のメリットである。

特別支援教育相談センターと総合療育センターが連携して取り組み事例

施設が併設されているからこそその多頻度の情報交換

総合療育センターに掛かかる児童について、保護者の了解を得た上で、関係職員間の恒常的な情報交換が行なわれている。個人情報であるため保護者の了解を得ることが大切となるが大部分が応じる。教育相談は総合療育センターと連携の上、医学的診断、治療を並行して進められている。学校の先生、幼稚園の先生に来所していただき、センター職員と総合療育センター職員と一緒にケース会議を行なうこともある。通級相談、就学相談でも、療育センターに掛かかる児童については保護者の了解の上で、検査の結果を参考値として使用している。月曜日の朝、総合療育センターの職員朝礼がある。特別支援教育相談センタースタッフも参加しているため連絡事項の周知が出来る。職員朝礼の時間を使って、療育センターの医師が最新話題のレクチャーもある。

また毎週火曜日に、療育センターの朝の総合カンファレンスに同席しえちる。月曜日に外来患者を見て、そのケース会議を火曜日の朝に行っている。その結果を保護者に伝えてもいる。学校の様子と家庭での様子が大きく違っていることも多いため、場合によっては学校に行き学校での様子を見学することもある。

特別支援教育相談センタースタッフと総合療育センターの専門家による合同の就学相談

適切な就学先を相談する場として、保護者との面談や児童の教育的検査、医学的診断を行い、児童の状態を総合的に保護者へ理解してもらっている。保護者と合意の上、就学する学校を決定する。昨年度は 728 件の申し込みがあり年々増加している。指導主事と相談員がペアとなり、児童の状況を丁寧に聴取する。検査者は知的発達を見る。医療関係者が入る相談会と就学予定者、小学校 6 年生が受ける相談会もある。定期就学相談会は 7 月から 11 月にかけて 5 回実施し、夏期就学相談会を夏休み中に 6 回実施している。

専門家チームの派遣

特別支援学校に医師、整形外科医、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、リハビリ工学士、臨床心理士を総合療育センターから派遣している。また、特別支援教育相談センターの専門家チームとの連携して小、中学校の支援を行なっている。また総合療育センターが隣接していることにより、特別支援教育相談センターや北九州特別支援学校、企救特別支援学校への専門医、専門家の派遣がスムーズに行なわれ、適宜支援を受けられる体制が整っている。

一人ひとりに必要な支援についての相談

児童・保護者・教職員を支援する教育相談。市内在住の幼児、児童、生徒が対象で、現在の様子を踏まえ、一人ひとりに必要な支援について、保護者や学校からの要望をもとに相談を行なう。毎年 400 件の相談があり小学校、中学校、幼稚園の順で相談が多いが、中でも小学校の相談件数が特筆して多い。障害別では発達障害、言語障害の順になっている。相談内容別では、文字が書けないなどの相談が一番多い。落ち着きがない・暴言暴力が多い・相手を傷つけることを平気で言う・人前で話すことが苦手であるなどの対人面での相談も多い。保護者の了解を得て検査等も行なう。

学術会議の開催

総合療育センターと特別支援教育相談センターが一緒になり、年 2 回、研究の発表会を行っている。昨年度は北九州大学で行なった。今年度は障害学習センターのホールを借りて行なった。参加することで、本市が取り組んでいる支援教育、特別支援教育、教育相談センターの業務について医療関係者に知ってもらうことが出来る。また、医療関係の取り組みも知ることが出来き、学校にも案内を送るので、学校の先生も参加している。

北九州市における今後の課題

患者の増加

総合療育センターの患者が増え、1~2ヶ月待ちの患者もいる。中でも発達障害の患者が増えている。そのため総合療育センターのスタッフが忙しくなり、情報交換やケース会議をおこなう時間の確保が難しくなっている。

施設容量不足

総合療育センターでは相談者の増加で施設の容量を超え、相談が受けられない場合がある、そのような時は会議室にて相談を受けたりもする。今後の改善策としては近くの大人向けではあるが、障害福祉課管轄の市立発達障害支援センターとの、住み分け・効果的な役割分担・効果的な連携が必要である。

今後の西宮市での特別支援教育のために

西宮市では、西宮養護学校をセンター的機能として位置づけているが、北九州市のような特別支援教育相談センターはなく、学校などの教育機関を始め、児童生徒本人、保護者の相談窓口を設けることによって、一人ひとりの教育的ニーズに応える体制ができるのではないだろうか。北九州市では学校の中では特別支援教育コーディネーターが中心となり、そのコーディネーターのバックアップやコーディネーターが対応しきれない保護者との専門的な相談部分を特別支援教育相談センターが担い、総合療育センターが、医学的面からの専門的な助言を行っており、教育的側面ばかりではない、子ども一人ひとりの自立や社会参加に向けた取り組みを点ではなく面で支えているように感じた。

西宮市においても、施設の物理的な近接は難しいにしろ、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを拾い上げ、そのニーズに応えるために教育と医療の連携を密に行なって必要がある。

■ 北九州市立若園市民センター視察

1. 市民センターへの統合

昭和 57 年、北九州コミュニティ研究会によって、コミュニティ施設のあり方について答申が行なわれた。特に公民館について、従来事業の他に、地域課題の解決や実践に直結した地域団体の協議会事務的機能を併せ持つことが求められた。

また、北九州市の高齢化率が全国平均 24.1%を上回る 26.2%に迫り、高齢化社会を迎えていることから、公民館が福祉ボランティアセンターとしての機能を併せ持つ必要性が指摘された。

平成 5 年には、中学校区から歩いていける小学校区を基本とする自治会、校区社会福祉協議会など、地域団体の連携による「地域福祉のネットワーク」の構築が行なわれた。

地域住民による福祉活動、住民の交流、生涯学習活動等の拠点となる市民福祉センターの設置が進められ、翌年には市民福祉センターの整備が行なわれた。

公立公民館に市民福祉センターの機能を付加するが、条例上の位置づけは引き続き公民館のまま継続している。

平成 17 年「市民福祉センター」を「市民センター」に名称変更し、公立公民館を市民センターに統一した。

2. 市民センターにおける生涯学習活動

コミュニティ活動（地域の会議、地域のパトロール等）、保健福祉活動（健康講座、子育てサークル等）、生涯学習活動（市民講座、クラブ活動等）など福祉地域活動がここを拠点に取り組みられるようになった。地域パトロールなどにより、犯罪件数の減少など一定の効果が見られた。公民館の生涯学習機能はそのまま市民センターに引き継がれ、変更はない。

3. 市民センターの管理運営

責任ある施設管理と公平・公正な施設運営が必要とされるため、市が公募で館長を採用し、各館に配置している。市民センターを地域住民の自主的な活動の拠点とするための制度的担保とするため、まちづくり協議会に、施設の管理業務の一部を委託している。まちづくり協議会は、地域住民の中から職員を雇用し、館に配置している。

地域づくり活動の担い手となる人材を育成できる。市民センターで行なう市の事業が実施しやすい。職員の人件費が抑えられるなどのメリットがある。市民館と公民館の統合が将来の課題になるまさに西宮市にあってはこれこそ参考にするところがたくさんある。

問題提起

- 公共施設の整理統合という事で大変メリットがある。
- 市民館公民館の二元的な活動を統合して地域で情報を統合できる。
- 館長の選任
現在退職職員の天下りの職場となっており、地域活動に熱意も何も持たない人が充て職として任官している。意味のない無駄な職場というものはないはずであるが、試験を受けてまでやりたいという問題意識のある人を登用すべきである。さらに地域活動を盛り上げるとともに、人材育成の面で後継者の育成に努めるべきである。
- 市民館には指定管理者制が導入されているが、現在殆ど機能していない。各種団体の合議体であるまちづくり協議会による運営という事で地域の厚みが増し、情報の共有が図れるのではないか。
- 管理体制も市民館と公民館の中間で、経費の削減が図られ、責任も保てる管理体制であると思うがどうか。

■ 長崎県立諫早特別支援学校視察

義務教育段階における特別支援学校、および小学校、中学校の特別支援学級の在籍者並びに通級による指導を受けている児童生徒の総数の占める割合は約 2.7%である。

24 年度文科省の調査では、通常学級に在籍している学習障害 (LD)、注意欠陥移動性障害、高機能自閉症等、学習や生活の面での特別な教育的支援を必要とする児童生徒数は 6.5%の割合という

長崎県立諫早特別支援学校は、肢体不自由児を対象とした特別支援学校で、商学部、中学部、高等部があり、訪問教育も行なっている。

児童生徒の実態に応じた教育課程を設け、グループ活動や個別学習を効果的に行なっている。教科学習に加え、特別支援学校独自の学習の時間もある。

運動会、文化祭、修学旅行などの行事を設定し、体験的な活動や人とのかかわりを大切にしている。寄宿舎やスクールバスなどの、遠隔地の人でも学びやすい設備を整えている。

看護師 2 名、研修を受けた教師が 5 名おり、主治医の指示に基づき治療を行う。緊急の場合には、子ども医療センターが近いという立地にある。

学習の他に児童生徒が自立し社会参加するために、自立活動の勉強に取り組んでおり、意思を相手に伝えたり、日常生活が自分でできるように頑張っている。

自立活動選任教師を小学部 1 名、中学部 1 名、高等学部 2 名の計 4 名が配置されている。選任は担任から外れ、学部全体に携わり、教員のサポートをする。自立活動の時間の指導を中心に授業を行なっている。

1 名の生徒に複数の教師が関わり、チェックリストを用いて、多角的な視点で生徒の指導を目指している。

PT(2 名)、OT(2 名)、ST(1 名)、歯科医 (1 名) など外部専門家が来校し、年間 7~8 回ずつ来校指導する。1 回に 3 時間、自立活動の時間の指導を中心に見てもらい、可能な限り全教師が外部専門家を活用している。

異動が 6 年毎にあるが、必要によって校長権限で留め置くことがある。長い人で 10 年になる人もいる。長崎県は特別支援枠で教員を採用しているが、一般高校からの異動は初めての経験となることから、専任教諭がサポートする体制ができている。

市民文教常任委員会行政視察報告書

議員氏名 白井啓一

調査の期間 平成 25 年（2013 年）10 月 29 日（火）～31 日（木）

調査先及び 調査事項	北九州市	北九州市立特別支援教育相談センターについて 市民センターの活用について
	長崎県	長崎県立諫早特別支援学校について

□北九州市立特別支援教育相談センターについて

北九州市立特別支援教育相談センターは、総合療育センターに併設され、日常的に密接な連携を取りながら特別な支援の必要な幼児児童生徒や、その保護者、学校等への専門的な支援を行っている。

重点事業として、①巡回相談②就学相談③教育相談④通級相談を行っている。昭和 53 年 11 月に養護教育センターとして開始され、平成 19 年 4 月に名称を「特別支援教育相談センター」と改正し、相談・支援事業に重点化している。

- ① 巡回相談では、学校や幼稚園を訪問して、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の状況をみながら、教職員と適切な指導内容や必要な支援の在り方について検討する。個別の指導計画の作成や校内支援体制づくりについても助言を行う。必要に応じては、総合療育センター医療スタッフと連携した専門家チームが、サポート事業として支援を行うということで、教職員にとっては、心づよい限りではないかと思います。
- ② 就学相談では、幼児児童生徒の可能性を最大限に伸ばすことを目指して、保護者と相談しながら就学する学校を決めている。定期就学相談会を 7 月から 11 月にかけて 5 回、夏季は集中的に夏休み中に 6 回行ない、生徒の状態を教育的・心理学的及び医学的観点から理解していくとともに、丁寧に保護者との面談を行っている。親としても安心して子どもの将来を考えながら相談出来るのではないかと思う。
- ③ 教育相談では、生徒の将来を見通して、現在の様子を踏まえ、一人ひとりに必要な支援について保護者や教職員と一緒に考えていく。

相談申し込みは年間 400 件あるそうです。

総合療育センターと連携して「学術集会」も開催され、教育相談センターの取り組みを知ってもらい良い機会だと思う。また療育センターの月曜日の朝礼にも参加されてよく連携を取られていると思う。

- ④ 通級相談では、通常の学級に在籍し、言語・聴覚・視覚・情緒に軽度の障害のある児童生徒や、医療機関でLD（学習障害）・ADHD（注意欠如・多動性障害）の判断を受けた児童生徒を対象に、通級による指導が必要であるかどうか一緒に考えます。通級による指導が必要であるかどうか判断するための相談会を8月から12月にかけて5回実施。

課題としては、発達障害の患者が増えてきて、相談室がいっぱいである。福祉関係の支援センターが増えてきているので、役割分担の検討が必要であるとのこと。

感想としては、療育センターと教育相談センターとの連携がすごいな感じました。保護者にとっても教職員にとっても療育センターの医療スタッフと教育相談センターのスタッフで構成した専門家チームからの助言は心づよいものがあると思います。西宮市でも、医師会、福祉関係者とよく連携を取りながら、特別な教育的支援を必要とする子どもにしっかりと手を差し伸べて頂きたい。

□市民センターの活用について

若園市民センターを視察しました。

平成17年1月から、市民福祉センター・公民館を「市民センター」に名称変更しスタートしました。地域のふれあいの場、地域の自主的な活動の拠点としての施設整備は必ず必要であると思います。高齢化率が全国的に見ても高い北九州市は、高齢化社会が進む中、子どもや高齢者が歩いていける距離に市民福祉センターを整備されてきた。また地域で持っている施設も市で整備し、サブセンターとして活用されている。可動率も多目的ホール70%、会議室50%と比較的よく使用されているように思う。和室は、西宮市もそうですが、高齢者にとって利用しにくい様で、今後、検討の余地があると思います。

地域の課題を解決するためには、地域全体で力を合わせて取り組んで行くことが大切なのは当然であります。そのためにも、利用しやすい施設、多くの団体が参加しやすい、多くの地域住民が活動しやすい仕組み作りが大事だと思う。地域の様々な団体や、学校、企業などで構成されたまちづくり協議会が、現在130小学校区に対し、136設置されている。まちづくり協議会に期待されている役割を十分果たすために、部会制を導入されました。各団体が様々な取り組みを行っているが、類似したものも少なくない。そこでまちづくり協議会に、部

会を設置し、各団体が連携を取り合いながら地域一体となって活動することで、活動そのものが厚みを増し、その効果が一層大きなものになると期待されます。市の各部局が事業ごとに地域団体に交付していた一団体 330 万円の補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付する「地域総括補助金制度」の導入を平成 16 年度から実施しています。以前は各団体が個別に活動していたため、活動が重複し、非効率な面もあったようだが、補助金を一本化することで、各団体が連携・協力し、地域が一体となった取り組みがしやすくなったのではないかと。現在 123 団体があり、毎年発表会をするそうです。

市民センターの管理運営体制は、市が館長を採用し各館に配置。まちづくり協議会は、施設の管理業務の一部を委託され、地域住民の中から職員を雇用し、館に配置。補助金の使途については、余りを他の事業に充当することができますが、今後さらに流用のしくみを考えるそうです。

地域住民にとって、様々な公共施設が地域づくり・まちづくり活動の拠点となり、地域の様々な団体が力を出し合えるような仕組みを西宮市も考えていく必要があると思う。

□長崎県立諫早特別支援学校について

平成 25 年度学校経営方針のビジョン〈行かせたい学校・行かせてよかった学校〉から、地域から信頼される学校を目指した取り組みが大事だなと思います。いかに子どもの持っている特性を伸ばせる事ができるか、又、適切な教育が受けることができるかが大事である。特別支援教育における専門性、地域の人々の理解、連携があって地域のセンター的機能を充実させる事ができる。

授業のようす等を見させて頂きましたが、きめ細かな教育をされているなと思いました。上辺だけの言葉だけでは相手には通じないと思います。本当に児童生徒のことを思い、成長を願って接して行くことで心を開いてくれるのではないかと思います。その分教師のご苦労は大変だと思うし、ストレスも溜まるのではないかと思います。教師の負担を軽くする意味でも、自立活動チェックリストを用いた実態把握は、いろんな視点で児童生徒を見ていけるので大事なことだと思いました。

視察させて頂いた時に、大学生の方が数名、実習かどうかわかりませんが生徒児童に寄り添った姿を見て、好感を受けました。この時にいろんな事を体験し、将来、特別支援学校の教師として頑張ってもらいたいと思います。西宮市にも多くの大学があります。大学と連携しながら、将来、西宮養護学校で教師として頑張ってもらえる人を育ててほしいなと思います。

気になることがあります。知的障がいのある特別支援学校生の就職であります。

障がい者雇用の拡大に向け、さまざまな工夫を凝らす学校があります。
独自の技能検定を導入し、生徒は認定証が自信になり、企業は生徒の働く力を客観的に把握できるとのメリットで、就職率が大幅に向上した所。職業コースを開設して以来、卒業生の就職率 100%が続いている学校もあります。生徒の将来のため、就労に必要な技能やあいさつの大切さを学ぶ事も大事だと思います。西宮市でもしっかりとした就労支援をお願いしたい。

委員会所管事務調査感想・意見等

委員氏名 田中 正剛

調査の期間	平成 25 年 10 月 30 日（水）～31 日（木）	
調査先及び 調査事項	北九州市	・北九州市立特別支援相談センターについて ・市民センターについて
	長崎県	・長崎県立諫早特別支援学校について

意見・感想等

北九州市

北九州市立特別支援相談センターについて

西宮養護学校は肢体不自由児の学校であるが、昨今、医療的なケアを要する児童生徒が増加し、その対応も専門性が高まっていることを委員会の管内視察で視察した。また、老朽化が進み、恒常的な雨漏り等も見受けられることから早期に建て替えを検討する必要があり、総合計画後期計画にあがっている。その建て替えの場所や必要な機能等について今後、検討するにあたっての参考とすることを目的に説明を伺った。今回は、主に特別支援相談センターと総合療育センターとの連携について説明を受け、特別支援学校の隣に設置されている総合療育センターを主に現地視察させていただいた。

< 取り組みの概要 >

北九州市立総合療育センター

この施設は、脳性麻痺、知的障害など、幼い頃からの医療をはじめ全体的な特別のニーズがある方の療育（リハビリテーション）を行う病院であり、保育を通じて発達を促す通園、そして生活を支える福祉施設の総合的な機関である。医療やリハビリテーション、生活に関わるあらゆる相談に応じ、外来や入院、通園を利用できるほか、家庭や幼稚園・保育所、学校などに出かけていくサービスも実施している。指定管理者制度が導入されており、外郭団体である社会福祉法人北九州社会福祉事業団が運営している。指定管理料は約 3 億 7000 万で運営されているが、経営改善についても努力されている様子である。

昭和 40 年に許可病床 50 床の病院として設置され、築後 50 年が経過しようとしており、老朽化が目立っていた。昨年建て替えの方針が決定し、現在、現地での建て替えに向けて、基本計画を策定中である。特別支援教育の充実のために、肢体不自由特別支援学校に整形外科医、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、リハビリ工学士を派遣して医療面での指導方法の助言をしている。

特別支援教育相談センター

総合療育センターに隣接して設置された特別支援学校施設内の 2 階建ての 1 棟を借りて教育相談事業を実施している。この施設は昭和 53 年に設置され、全国初の医療と教育機関が併設された施設として、総合療育センターとの日常的な連携が図られている。また、平成 19 年からは研修・研究事業を教育センターに移すことで、相談事業に重点を置き、巡回相談、就学相談、教育相談、通級相談を実施している。また、各学校で行われている特別支援教育のセンター的な役割も果たしているとのことである。

巡回相談では、幼稚園、小・中学校、市立高校から連絡を受けて、総合療育センターと教育相談センターの専門家チームが訪問し、本人を観察後に、専門的な見地から指導を行っているとのことである。相談件数は、平成 24 年実績で年間約 395 件であったとのことである。小学校が圧倒的に多く、次いで中学校、幼稚園の順となっているとのことである。相談内容としては、発達障害、知的障害、言語障害の順に多いとのことである。

就学相談は、定期就学相談会を年に 5 回、夏期就学相談会を 6 回実施し、平成 24 年度で 728 件となっており、年々増加しているとのことであった。

通級相談は、軽度の障害児と LD・ADHD の児童が対象となり、8 月から 12 月までの間に 5 回実施され、昨年度は 202 名、平成 25 年度は 11 月時点ですでに 210 名を超えているとのことである。

教育相談では、午前中に相談を受け、午後に審議（相談会）を実施し、相談会では医療スタッフが入っている。総合療育センターで外来の受診をしている人が多く、保護者に必要な支援を伝授するとともに学校の先生にも伝えているそうである。また、医療との連携、特にリハビリ工学部門と連携して教材を研究・開発してきたそうである。

その他、日ごろの連携の具体的な特徴として、以下の 5 点の説明があった。

相談後には、総合療育センターでの治療と並行して指導を実施している。

毎週月曜日に教員が医師のカンファレンスに参加できるようにし、子どもたちの医療情報を共有できる仕組みとなっている。

医療スタッフと相談センターのスタッフがチームを組んで指導につなげている。

事例の発表会を実施することで、教員を研修している。

医師も研修会に参加でき、レクチャーを聞ける仕組みとすることで医師の特別支援教育に対する専門性を向上できるようにしている。

各学校へのサポート体制として、5 名以上 8 名以下の自閉症や情緒障害の児童生徒が通学する小・中学校の特別支援学級に対して 1 名の特別支援学級補助講師（教員免許保持）を配置して、担任の補助として児童生徒一人一人の障害に応じた適切な指導や支援を行っている。また、小・中学校からの要望に対して特別支援教育補助講師（教員免許保持）を配置することにより、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援を行い、通常の学級及び特別支援学級等における特別支援教育の充実も図っている。なお、介助員は免許を所有しておらず、ボランティアヘルパーとして主に見守り係を担当している。

また、実際に内容を見せてもらうことはできなかったが、個別の教育支援計画を策定し

ているとのことで、本人と保護者の要望、本人の状況、支援の目標、支援内容（学校・家庭・地域生活・医療・健康・福祉・労働の観点）、評価及び引き継ぎ事項が掲載されている
そうである。この計画書の作成によって、医療、保健、福祉、労働等の分野で連携して支援の方法を検討することで教員は教育と異なる観点からの支援について考え直すことができ、また、指導内容が明確化されることで、様々な立場の支援者の中で情報共有ができ、支援が充実できている様子である。

< 意見・感想 >

医療的ケアの充実と発達障害を含めた教育相談体制の充実に向けた検討が必要である

同一敷地内に総合療育センターがあることで、医療と特別支援教育の連携が一層綿密になっている様子であり、特別支援学校での医療ケアもしやすいのではないと思われる。西宮養護学校における医療的なケアの充実や、特別支援教育のセンター的な役割や教育相談など機能面での充実を図るためには、現在高畑町に整備中の児童発達支援センターとの連携を深める必要がある。よって、近隣に西宮養護学校を再整備するなど、再整備を機会に設置場所についての検討が重要と考える。

また、利用者の利便性を考慮すると、新設される児童発達支援センターに入所機能がないことから、近隣に入所施設も必要ではないかと考えられる。今後は、厚生常任委員会の所管とはなっているが、西宮市で現在建設に向けて準備が進められている児童発達支援センターや各学校で行われている特別支援教育と、西宮養護学校との連携について一層の調査・議論を行う必要性を感じた。

また、必要に応じて各学校の特別支援学級を医療スタッフとともに巡回して相談を受け、助言する巡回相談のようなサービスが西宮市でも実現できないか、必要財源の算出や課題の洗い出しなど今後調査・検討を進めるべきである。

市民センターの活用について

現在、西宮市では、公共施設適正配置審議会を設置して、市民館と公民館のあり方が検討されている。公民館と市民館の機能統合を含めて、今後の西宮市における市民利用施設のあり方について検討するにあたって参考するために話を伺った。

< 取組みの概要 >

昭和 57 年に、来たるべき高齢化社会に対応するために、「北九州コミュニティ研究会」の答申において、公民館は地域課題の解決や実践に直結するような学習に取り組み、地域団体の協議会事務局機能を併せもつべきである。高齢化社会の到来を控え公民館が福祉ボランティアセンターとしても機能する必要がある。などの提言がなされたとのことである。そして、平成 5 年に「高齢化社会対策総合計画」を策定し、現在の取り組みに至っている。研究会の答申から約 30 年後にあたる現在の高齢化率は、平成 25 年 3 月現在で

26.2% (全国平均 24.1%) となっており、非常に早い先見性のある対応であったと言える。

その「高齢社会対策総合計画」に基づいて、平成 6 年より、1 小学校区に 1 箇所の設置を目標に整備を開始し、合わせてまちづくり協議会が設置され、平成 16 年度からは地域総括補助金制度も導入している。地域コミュニティの活性化のために、ハード面とソフト面と両面での環境整備が進められている。

施設の標準は施設面積 670 m²であり、小学校区は 130 校区ある。現在は、本館 129 館、サブセンター 5 館の整備が終了し、残りの小学校区もサブセンターを整備することで対応するとのことである。

まちづくり協議会の活動は、地域コミュニティ活動のみならず、生涯学習の機能が含まれており、136 の協議会が存在している。まちづくり協議会は、自治会をはじめ、社会福祉協議会や老人会、婦人会、子ども会、公園愛護会、体育指導委員、学校・PTA、青少年育成協議会など既存団体から構成されている。そして、まちづくり協議会の組織運営上、総務・広報部会、防犯・防災部会、施設管理部会、保健福祉部会、生涯学習部会、青少年育成部会、まちづくり部会などの部会制を敷いている。

平成 16 年に創設された地域総括補助金制度は、防犯灯関連補助金や老人クラブ助成金、公民館関連補助金、青少年団体育成補助金、公園愛護会助成金、健康づくり事業補助金など、地域団体への 14 項目の補助金を一本化し、1 団体 330 万円の補助金を支給している。補助金の縦割りを解消し、これまでは余ったら返還しなければならなかった補助金も、各補助対象事業費の 50% まで他の補助事業へ流用を可能にし、地域主体のまちづくりを支援している点が、補助金を一本化しているメリットの一つである。福岡市では世帯数に応じて補助金を支給する制度としているが、北九州市ではまだそうはなっていないため、現在調査研究中とのことである。まちづくり協議会の部会と既存の団体や補助金制度との整合性が課題として残っている様子であった。この補助金制度の導入によって、まちづくり協議会の事務量が増えたため、補助金の導入に至っていない団体もあり、当該補助金導入団体は 123 団体にとどまっているとのことであった。

また、住民主体のまちづくりを進めるために、市民センターの運営をこのまちづくり協議会へ委託している。しかし、館長だけは、難しい試験をクリアした方を市が採用し、優秀な人材を地域へ投入されている。館長の説明では、まちづくり協議会職員との協力関係が重要とのことであった。高齢化と相まって、まちづくり協議会の負担が大きくなっていることが課題となっている。

機能統合をした当時は、公民館に地域コミュニティの機能を持たせたため、建物の名前は市民センターとし、条例上は公民館の名称のままであったが、平成 17 年に条例も市民センター条例に改正された。

北九州市では、犯罪が多く、低学年化、24 時間化、国際化、地域コミュニティの希薄化が問題となっていたことから、防犯活動が重視されていたそうである。取り組みの結果、平成 24 年 12409 件となり、当時の約 7 割減少したとのことであった。センターの使用料は

98%の使用団体が減免されているなど、市民センターの収入は期待せず、あくまでも住民主体のまちづくりの成果を重視している様子であった。

平成 25 年 7 月、行財政調査会答申で、公共施設を今後 40 年で 20%～34%削減する方針が示され、今後具体的な統廃合計画策定をする予定とのことで、本市と同じような状況ではある。市民センターは、統廃合の対象にはなっていない様子であった。

現地を視察させていただいた若園市民センターは、年間 6 万人と市内でも稼働率の高い方であり、補助金の導入については現在準備中とのことであった。9～22 時の開館となっており、センター運営委託料は 440 万～450 万円、昼 3 人、夜 1 人（週に 30 時間以内）で対応している。

< 意見・感想 >

施設の活性化のためには、活用するための組織作りなど市による仕掛けも必要

今回の視察を機会に、本市においても、むしろ、地域コミュニティの活性化、社会教育の活性化のために、公民館と市民館の機能統合を検討すべきであるとの見解を持つに至った。公共施設の総量抑制を図る際には、北九州市や福岡市のソフト面での制度も参考とすべきである。

今後の高齢化社会において、地域コミュニティの活性化は地域福祉の観点からも、一層重要性を増すと考えている。本来は、需要に応じてセンターを設置すべきであるが、すでに施設が存在し利用状況が芳しくない状況下では、需要を掘り起こす取り組みも必要である。その拠点として集会施設を活用すべきであり、そのためには、地域に任せきりにするのではなく、全市で統一された地域コミュニティの組織を再編するなど市による仕掛けも重要であると感じた。

本市においては、公民館の稼働率が高いのは、市が直営で社会教育事業を実施するとともに、市民主体である推進委員制度による企画も大きく寄与していると考えられる。よって、稼働率の低い市民館では、単なる貸館となっていることが要因と思われる。公民館と市民館の機能統合のハードルが高いようであれば、少なくとも、市も市民館において地域コミュニティの活性化に繋がる企画をするなど、公民館と同様のソフト面での取り組みを取り入れるべきである。

長崎県立諫早特別支援学校について

今後、再整備を機に、西宮市養護学校の機能の充実に向けた議論をすることを目的に説明を伺い、現地の様子を視察させていただいた。

< 取組みの概要 >

こちらも築後 50 年が経過し老朽化しているが、特に建替えは検討されていない様子であった。まずは、通いたい通わせたい学校を目指しているとの説明があり、取組みが保護者

をはじめ外部に客観的に示されている点が、非常に優れていた。専門性を担保するために日々の改善の積み重ねが必要であるとの説明があり、自立活動を始め指導の内容が、PDCAサイクルを重視しているとともに可視化されている。その結果、教員同士で情報が共有でき、個に応じた質の高い特別支援教育が実現している様子であった。成果として教員の専門性の向上についてもアンケートによって数値化されており、その数値も向上していた。

自立活動のために、専任教員を4名（小学部1、中学部1、高等部2）配置し、担任を持たずに、自立活動の内容充実に特化し、組織的に指導ができる体制を敷いている。また、特別支援コーディネーターを3名おき、地域の学校とのつながりも強化しており、行かせたい学校を目指している。高等部は、特に肢体不自由児が多いとのことで、就学就労へつなげる努力がされており、ICT教育も充実している様子であった。進学者も卒業生の約2割にあたる15名となっており、非常に多くなっている。自立活動では、子供の得意を伸ばしながら、苦手をカバーできるよう指導が心がけられており、メール送信、着替え、買い物など、自立生活に必要なことのうち、訓練すれば自分でできるようになる内容が重視されている。中等部と高等部では、定期考査期間に自立活動に関する発表会として「チャレンジタイム」を実施し、発表の機会を設けている。

個別の指導計画の作成と運用について詳しく説明があり、その内容は以下の4項目となっている。

自立の状態は個々で異なってくるため、407項目に及ぶ詳細なチェックリストを用いて年に2回実態を把握している。

課題を整理し、指導の方向性を言語化し1年後の目標を設定する。他の教員との情報共有のため、文章化することが重要とのことである。

他の教員が理解できないと困るので、全教員統一の424個に及ぶ学習内容一覧表（必要に応じて改訂）を作成し、それを用いて学期ごとの指導計画を複数の教師による話し合いで作成している。

各学期に複数の教師による話し合いで評価し、その際にはビデオも活用しているとのことである。

また、専門性の一層の向上のために、パワーアップシートを活用し、理学療法士2名、作業療法士2名、言語聴覚士1名、歯科医1名の6名から構成される外部専門家によって、日ごろの手立てについて年間7～8回も助言を受け、指導内容を改善している。

平成16年から医療的ケアも開始され、看護師は現在2名（西宮養護学校は8名）で対応している。医療的なケアの内容については校内委員会で検討し、教員は1～2か月の研修（主治医の前で医療行為の研修等）を実施し、吸引、咽頭前吸引はできるようになっているそうである。また、近くにはこども医療福祉センターがある。このセンターについては、ホームページによると、児童福祉法に基づく障害児入所施設であるとともに、医療法に規定する病院でもある。以前は、整形外科による治療や生活訓練を中心としていたが、平成13

年度から小児科各科を増設し地域療育部門を新設し、平成 17 年度から歯科、泌尿器科、耳鼻咽喉科の非常設科を増設し、現在はすべての障害児を対象とした県下の拠点的な施設としての役割を担っているとのことである。このセンターが諫早特別支援学校の近隣に設置されていることから、何かあったら救急搬送できる体制をとっているとのことであった。

< 意見・感想 >

西宮養護学校でも個別の指導計画や教師の専門性を可視化できるシステムを導入すれば、保護者も一層安心でき、一層の質の向上にも寄与すると考える。

当校の取り組みを参考にして、現在西宮養護学校で作成している個別の指導計画の内容充実に向けて、計画作成から評価・改善までのサイクルを可視化するとともに、外部専門家の活用など指導内容のブラッシュアップに向けた体制を検討すべきである。

立地条件は、通学する生徒児童の状況を鑑みて検討すべき。

当校も、近隣に福祉機能と併設された医療施設が存在している。本市の特別支援学校の再整備にあたっては、そうした施設の近隣を意識して再整備場所を選定する必要があると考える。

< 総まとめの意見 >

特別支援教育

今回は先進的な事例を研修することができ、本市の特別支援教育の状況や現在整備中の児童発達支援センターについて一層調査を深めて、今回の研修で得たことを活かしながら、今後の本市の特別支援教育のあるべき姿を検討すべきと考える。

他の自治体の取り組みを視察する際には、財政負担とその効果について重点を置いて説明を受けているが、今回の視察においては、内容を把握するにとどまった。今回の視察先は、政令市と県であったことから、西宮市で環境整備に関する議論をするにあたっては、広域行政の観点と財政規模の考慮が必要である。

人員体制については、西宮養護学校が生徒児童 70 名に対して、職員 123 名（うち介助員 30 名）の体制を敷いている。それに対して、北九州特別支援学校は生徒児童 120 名に対して 101 名（うち介助員 6 名）、諫早特別支援学校は生徒児童 123 名に対して、114 名（うち介助員 4 名、総数は寄宿舍指導員 23 名を除く、）となっている。職員数では西宮養護学校が手厚くなっていることが伺えるが、これは、介助員の人数の差でもあり、ケアの内容については再整備にあたっては、人員構成も含めて十分に検討が必要と思われる。

スクールバスの運行は、両方とも全て委託されており、本市においても残りの 2 台についても民間に移管し、効率化を図るとともに人事管理などの負担を減らすべきである。

市民センター

北九州市の取り組みを参考にして、今後の本市の市民館のあり方を検討する中で、実際

の各館における使用実態を調査し、ハード面だけではなく、地域活動の体制のあり方を公民館と合わせて議論する必要があると考える。

総じて

特別支援教育の政策は、教育委員会と健康福祉局の連携や、地域コミュニティの政策は、市民局と教育委員会の連携など、縦割り行政の解消の必要性を一層感じた。今回の視察先では、統合や物理的に施設を近づけることで実現しており、参考となる視察となった。

市民文教常任委員会視察報告

西宮市議会議員 西田いさお

調査期間 平成25年10月29日(火)～10月31日(木)

調査事項 北九州市 ・北九州市立特別支援教育相談センターについて
・市民センターの活用について
諫早市 ・長崎県立諫早特別支援学校について

今回の視察は、移動及び視察内容により前泊となりましたが、視察先において時間がゆつたりとあり充実した視察であったと思っております。

10月30日(水)北九州市立特別支援教育相談センター

北九州市は人口約96万8千人の都市で「特別支援教育」や「地域コミュニティ」において斬新な政策をとっておられるので視察に行きました。

北九州市の特別支援教育の取り組みは、自立、社会参加に向けた取り組みをしている。これは全国共通の課題であり取り組みであると思います。地域学校行事への参加や特別支援学級同士のスポーツを通じての活動などは西宮市でも行われている取り組みで同等の感じがしました。

各学校の取り組みも現状視察をしておりませんので感想は難しいのですが、内容を見る限りでは同等と思います。西宮市においては、全学校園の教職員の障害に対する理解や啓発のため研修会を開催するなどしておりますので自前ではありますが評価したいと思います。

今回の視察で特に興味を持ちましたのは、福祉事業団運営施設として「市立総合療育センター」「市立特別支援教育相談センター」「市立発達障害者支援センター」が一つの施設に併設されており効率よく運用されている内容についてです。



市立総合療育センターは、1965年11月(敷地1万6219㎡・床面積1万2818㎡)病院機能(50床)を備えた肢体不自由児施設として開設された。

現在の施設状況、

重度心身障害児施設

「足立園」

医療型障害児入所施設(重心)療養介護(定員80)

総合通園→児童発達支援センター(定員50)

「ひよこ通園」

肢体不自由児施設通園児童療育部門

児童発達支援センター(定員30)「うさぎ通園」

重度心身障害児(者)通園事業A型

児童発達支援・生活介護(定員15)

「ナイスデイ」



重度心身障害児通園事業B型 (日定員15) 国庫補助事業
 肢体不自由児施設 (定員15)
 重症心身障害児施設 (定員65)
 ショートステイ専用床 (定員20)



発達障害、肢体不自由児の総合外来(小児科・整形外科・内科・リハビリテーション科・眼科・歯科・精神科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・薬剤放射線科・麻酔科＝非常勤)

総合外来診療は予約制で、原則、新規患者の診察日は毎週月曜、単科初診は随時各課で行っている
 総合外来での診察結果で発達全般の評価を行い、定期診療及び訓練が必要か判定される。

必要と判定された児童は、該当科での診療及び訓練を実施



される。

科別外来診療件数

	20年	21年	22年	23年	24年
医科	35,497	35,921	37,240	38,982	38,536
歯科	4,790	4,847	5,087	4,774	4,264
計	40,287	40,768	42,327	43,756	42,000
診察日数	243	242	243	244	245
1日平均	165.8	168.5	174.2	179.3	174.7

このように総合的評価を行い、進路指導などの相談が出来る施設が全国でもあまり類を見ないせいもあり、九州はもとより北は岩手県からも受診に来ておられます。(兵庫県からも受診しておられます)

総合診療の行える施設を持つ当施設での進路相談は、的確な情報をもとに障害に応じた進路決定やアドバイスが行われるため、保護者の皆様に充分理解して頂けると思います。



【まとめ】

近年医療の進歩により障害が細かく分析され原因の解明がなされております。

20～30年くらい前までは、知恵遅れ、粗暴、落ち着きがない等で済まされていた症状が現在では一人一人の症状に合わせた教育が行えるようになってきているのは、個々の子どもにとっては幸せなことと思います。

学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の知的障害や言語・難聴・視力・情緒障害及び肢体障害の総合的検査における結果での評価・指導を行える独立した施設を視察することができ、特別支援教育の重要性を感じました。

また、この施設では成人の障害を持つ方々の入所もあり幅広い支援を提供しているのも魅力です。

特に知的障害の場合は家族の中で認められなかった(認めたくない)状況があり適切な教育が受けられないこともありました。しかし、今回のセンターの指導方法を見まして、

家族の理解、特に祖父母に対する理解が得やすくなっていると思われます。

私も「地域に住む障がいを持つ子たちのおはなし」として保護者の皆様と一緒に地域の人たちに理解して頂く活動を続けておりましたとき、一緒に勉強させて頂いた経験ありますので保護者の皆様の気持ちも理解できます。よって、このような施設が全国的に開設されることを望みます。(国が率先して行って頂きたいと思います)

10月30日 北九州市の市民館の活用について（市立若園市民センター現地視察）



同市では、市民福祉センターと公民館を統合し「市民センター」として活用している。

昭和57年に高齢化社会の到来を控え、公民館が福祉ボランティアセンターとしての機能を持つ必要があると北九州コミュニティ研究会から答申を受け、平成5年に高齢化社会対策総合計画が策定された。

小学校区を基本として、自治会、校（地）区社会福祉協議会等、地域団体による「地域福祉のネットワーク」構築、福祉活動、住民の交流、生涯学習活動の拠点として「市民福祉センター」を設置。

(高齢化率 平成25年3月末 26.2% 全国平均 平成24年 24.1%)

公立公民館には、市民福祉センター機能を持たせて二つの機能を持つ公立公民館とし中学校区から小学校区に変更している。(二枚看板の公民館は全63館中50館となる)

平成16年には、市民福祉センターを市民センターと名称を変更し、公立公民館を市民センターに統一している。

平成17年1月1日に市民センターとしてスタート。よって、北九州市には公民館がない。

市民センターにおける生涯学習活動の主な内容

- コミュニティ活動（地域の会議、地域パトロールなど）
- 保健福祉活動（健康講座、育てサークルなど）
- 生涯学習活動（市民講座、クラブ活動など）

市民センターの管理運営

・館長は市が採用し、各館に配置される（市直営）（採用は、試験、作文、面接で決定される）
（責任ある施設管理と公正、公平な施設運営のため）

・管理業務の一部を「まちづくり協議会」に委託
まちづくり協議会の職員は住民の中から採用し館に配置
（地域住民の自主的な活動拠点とするため）

この体制で、人材育成、人件費の抑制、事業運営推進が見込める

市民センター（129館）サブセンター（5館）

平成24年度の全利用者数 5,344,845人

うち生涯学習活動 2,653,445人（49.6%）

市内のセンターの規模はほぼ同等のようである。

会館の人件費440～450万円（委託料に含まれる）

昼間3人 夜間（17～22時）1人（8時間以内で週3日以内）

サブセンター 1人体制（職員3人）スライド制

視察先の市立若園市民センター

年間約6万人が利用 補助金111,320万円

稼働率 多目的ホール 70% 会議室 50% 和室の稼働率は低い

減免率 98%が免除となっている。

各センターは地域住民主体の運営をするため全市民センターは直営となっている。

市民センターを統合し、小学校区単位にしたことにより、センターの対象範囲が狭くなりきめ細かなサービスを提供できることがメリットとなっている。

市民センターの活動により犯罪の低年齢化の防止、地域コミュニティの低迷化の歯止め
に貢献している。（平成24年度の犯罪数が3分の1に減少している。生涯学習活動には人口の約半数が参加している）

（地域としては、後継者など人材の育成が先決問題となっている。）

地域総括補助金制度の導入について

平成16年度より地域が一体となった、住民主体の地域づくり・まちづくりの促進のため、市の各部局が事業ごとに地域団体に交付していた補助金を一本化し「まちづくり協議会」に交付している。（対象は14事業）

制度導入のメリット

- ・各補助金対象事業の50%までの流用を可能とし、これまで市に返還していた補助金の余りを他事業に充当することを認めている。
- ・対象事業を実施する団体がなくても、「公園管理活性化事業」のみ協議会が申請すれば補助金を受け取ることができる。
- ・計画策定、地域課題の解決を図る計画策定への支援。まちづくり協議会の運営経費の支援（校区まちづくり支援事業）

活動経費 上限20万円

運営経費 対象経費の2分の1 上限3万円（事務経費）

※補助金を一本化することにより申請書類の簡素化、各団体の事務負担の軽減が図られている。

【一本化した補助金 14項目】

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ・防犯灯維持管理補助金 | ・防犯灯設置補助金 |
| ・老人クラブ補助金 | ・年長者いこいの家運営補助金 |
| ・ふれあい昼食交流会事業補助金 | ・公園愛護会助成金 |
| ・河川愛護団体補助金 | ・公民館類似施設等運営補助金 |
| ・公民館類似施設等設置費補助金 | ・公民館等類似施設等エアコン設置費補助金 |
| ・青少年団体育成補助金 | ・校区補助金 |
| ・校区まちづくり支援事業補助金 | ・市民センターを拠点とした健康づくり事業補助金 |

※老人クラブ助成金を除き、各補助対象事業費の50%までの流用（融通）が可能

1団体330万円の補助金が出ている

【まとめ】

公民館と市民館を統一することにより、一部二重になっていた業務を一本化出来るので市民にとっては利用しやすくなると思います。また、施設を校区ごとに作るなど増設しており活動の拠点としてはより充実したものになっております。本市では、現在校区ごとに県民交流広場が設置されるなど期限付きの補助金であるが地域住民が中心となって事業を進めており方向的には似たものとなっている。

地域の活性化を推し進めるための事業であり、特に人材育成にも力を入れておられることは見習うべきと思います。

補助金等の管理については、地域的に少し負担が重いのではないかなと思います。現在では、本市でも危惧しないといけないのは人材育成の問題です。地域のこのような施設を利用し人材育成に取り組むことは大切で、校区といった地域での施設考えられているのは良いことである。

10月31日 長崎県立諫早特別支援学校視察

1964年（昭和39年）4月「長崎県立諫早養護学校」として設立

2010年（平成22年）4月「長崎県立諫早特別支援学校」と改名

『明朗・自立・希望』を教訓に運営されている。

小学部、中学部、高等部があり、訪問教育も行われている。

○特別支援教育の対象者

- ・近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している幼児児童生徒が増加傾向にある。
- ・平成23年5月1日現在「義務教育」段階で特別支援学校、特別支援学級に在籍及び通級による指導を受けている児童生徒数の割合は約2.7%である。
- ・学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の割合は約6.5%（文部科学省 平成24年 調査）程度で通常の学級に在籍している可能性を示している。

このように増加傾向にある幼児児童生徒に、より良い環境で自立を目指す教育が受けられることを目標に同校の取られている教育方針は、教育を受ける側に充分配慮されたものになっている。



写真は、在籍の生徒のメッセージと学校の学習における工夫を表にしたもの



自立教育をするために学校全体（教職員全員）で情報の共有化が出来ている。

個々の課題を整理し指導目標を導き出す。（課題の関連から考えられる指導の方向性を言語化、1年後の目標）《文章化は他校には見られない》

文章化されたものをデータベース化し、全教員が個別指導に利用することが出来る。

文章化するには、担任（単・複）等による評価会議開催して行うシステムを確立。

特に自立活動専任を配置し新任教師のサポート等を行っている。

（小学部1名、中学部1名、中学部2名）

- ・自立活動専任教師は、担任から外れ、学部全体に携わる
- ・自立活動の時間の指導を中心に授業に入る。
- ・所属学部以外へも週に4時間（2×2）入る。

実際に授業参観した際に指導の仕方も見せて頂きましたが、懇切丁寧で指導される先生も実技のながれの良さに納得されていました。



校内は、写真のように廊下に補助器具がところ狭しと並べられておりました。これは、西宮市の特別支援学校でも同じ光景が見られました。数多くの補助具を必要とするため止む得ないとするならば拡張された廊下が必要と思われまます。

通学には大型バス（車椅子5台乗車可）とジャンボタクシー、中型バス（車椅子2台乗車可）、

バス2台は入札、タクシーは単価見積もりにより民間業者と契約している。

【まとめ】

自立活動専任教師の配置は必要性を強く感じました。本市においても充実した教育を行うためにも一人でも多くの専任教員の育成に努めて頂き、きめ細かな配置をお願いしたいと思います。

また、本市の特別支援学校の建て替えも計画に上がっておりますが、文中でも申し上げましたが廊下など活動に十分なスペースの確保を設計段階からお願いしたいと思います。

今回の視察で、北九州市、諫早市で学ばせて頂きましたことは、今後の特別支援教育に大変参考になりました。特に人材の育成、確保の大切さを痛感しました。

委員会所管事務調査感想・意見等

委員氏名 花岡 ゆたか

調査の期間 平成 25 年 (2013 年) 10 月 29 日(火) ~ 31 日(木)

調査先及び
調査事項 福岡県北九州市 ・ 特別支援学校について
・ 市民館の活用について
長崎県諫早市 ・ 特別支援学校について

1. 福岡県北九州市

人口 97.1 万人 面積 489.5 平方 km

北九州市は九州の北東端に位置する政令指定都市であり、かつては工業都市として栄え昭和 50 年代には 106 万人を超える人口を有していたが、鉱工業の衰退・工場の撤退が相次ぎ、人口は減少傾向にあり現在約 97 万人となっている。工業都市として公害にも直面していたが、それを克服し、現在では「エコシティ」を標榜し様々な施策を展開すると同時に、豊富な観光資源とテーマパークを中心に観光施策にも注力している。

市域の面積は本市の約 5 倍と広域である事と、政令指定都市である事から、様々な点で本市と単純比較できるものではないと認識している。

北九州市立総合療育センターについて

概要

足立園・ひよこ通園・うさぎ通園・ナイスデイの 4 施設からなる、社会福祉法人北九州市福祉事業団が運営する障害児福祉施設であり、療養介護・短期入所・通所・外来と様々なサービスを提供する施設である。昭和 40 年 11 月開設。

事業の状況

全国の類似施設と同様に、当初は肢体不自由児施設として開設された。

現在では、心身の発達障害に対応する総合的専門施設として、障害児・者とその家族の地域における生活を支援するために、下記の事業を実施している。

1. 発達障害児・者の医療 (外来・入院)	全年齢
2. 発達障害 (知的・難聴・肢体不自由) 乳幼児の通園療育	0 歳 ~ 就学前
3. 肢体不自由児・重症心身障害児の入所療育	0 歳 ~ 18 歳
4. 障害者の入所療育	18 歳 ~

5. 在宅障害児・者の療育および生活支援

障害児・者の通所支援	15 歳 ~
短期入所	全年齢
日中一時支援事業（日帰りショート）	全年齢
障害児等療育支援事業	全年齢
・療育等施設支援事業（訪問療育支援事業・外来療育指導事業・施設一般指導事業）	
・療育拠点施設事業（施設専門指導事業・専門療育指導事業）	
一般相談支援事業（地域以降支援・地域定着支援）	18 歳 ~
特定相談支援事業	18 歳 ~
障害児相談支援事業	0 歳 ~ 18 歳
在宅心身障害児者家庭訪問指導事業	全年齢
乳幼児発達相談指導事業	0 歳 ~ 就学前
発達障害者支援センター	全年齢

6. 障害児・者およびその家族を対象とした療育・教育等に関する相談

7. 福祉・医療・教育関係者の専門研修 …… 特別支援教育相談センター提携事業

8. 障害児・者の療育に関する臨床研究、情報の収集および提供

本施設の特徴として、療養介護・短期入所・通所・外来の複合施設である事と、上記6の相談事業が挙げられる。また近年では、医療型障害児入所施設（足立園）や、重度の重複障害児の療育（うさぎ通園）のニーズが高まっている。

本市に於いてもこの様な施設の整備が望まれるが、まずは、老朽化の著しい市立養護学校の建替えと、わかば園の移転新築を進めなければならない。

北九州市における市民センターの活用について

施設設置の経緯等

1. 市民福祉センター

- ・昭和 57 年 北九州コミュニティ研究会が下記の通り提言

公民館 地域課題の解決や実践に直結するような学習に取り組む施設

地域団体の協議会事務局機能を併せ持つ施設

高齢化社会の到来を控え、公民館が福祉ボランティアセンターとしても機能する必要がある。

- ・平成 5 年 高齢化社会対策総合計画の策定にあたり下記の通り提言

小学校区を基本とする、自治会・校区（地区）社会福祉協議会など、地域団体の連携による「地域福祉のネットワーク」の構築

地域住民による福祉活動・住民の交流・生涯学習活動等の拠点となる、市民福祉センターの設置

- ・平成 6 年度 市民福祉センターの整備開始

2. 公民館の二枚看板化

- ・公民館に市民福祉センターの機能を付加
- ・公民館の利用者の範囲を、中学校区から小学校区に変更する
- ・条例上の位置づけは、引き続き公民館とする
- ・二枚看板化の公民館は全 63 館中 50 館

3. 市民センター

- ・平成 16 年 2 月 市民福祉センターの現状と課題を統括し、最終報告がされる
「市民福祉センター」を「市民センター」に名称変更
公民館を市民センターに統一
- ・平成 17 年 1 月 1 日 市民センターとしてスタート
- ・現在、全 130 小学校区中 121 小学校区に、129 の市民センターが整備され、残り 9 小学校区のうち 5 校区にはサブセンターが整備され、残り 4 校区にも早期にサブセンターを整備予定である

市民センターにおける活動

- ・コミュニティ活動（地域の会議・地域パトロール等）
地域パトロールにより、年 4 万件程あった刑法犯が 1 万 2 千件に激減
- ・保険福祉活動（健康講座・子育てサークル等）
- ・生涯学習活動（市民講座・クラブ活動等）
5,500 以上の団体が活動しており、生涯学習活動で市民センターの全利用の半数となる

約 20 年で 70 館ほどのセンターを整備できている点については、本市との財政状態の違いを感じさせる。本市には、公民館・市民館・センターが数的には同等に整備されているが、その所管や運営・利用対象団体などに違いがあり、簡素化が求められる。

2. 長崎県諫早市

人口 13.9 万人 面積 321.1 平方 km

諫早市は長崎県の中央に位置し、長崎・佐世保・島原・福岡方向からの鉄道・道路が集まる交通の要所である事から、隣の大村市と同様に地方部に於いては珍しく、緩やかな人口増を続けている。

長崎県立諫早特別支援学校

概要

昭和 39 年に、小学部・中学部を持つ肢体不自由児を対象とした養護学校として開校し、今年で創立 50 年を迎える。現在では高等部もあり、「自立活動」と ICT 機器を活用した学習に取り組んでいる。

自立活動について

1. 自立活動部・自立活動専任の役割

全ての教師が自信を持って自立活動の指導ができるようになる

自立活動の指導における専門性の向上

2. 個別の指導計画の作成・運営について

自立活動チェックリストを用いた実態把握

課題を整理し指導目標を導き出す

学習内容一覧表を用いた指導計画の作成

作成・評価 複数の教師による話し合い（評価会議）

3. 日々の自立活動の授業支援について

小学部：自立活動の時間の指導の様子をビデオに撮影し、映像は校内 LAN に入れておく 教師側の振り返りや、保護者への説明などに使用。

中学部・高等部：定期考査機関に自立活動に関する発表会「チャレンジタイム」を実施する 生徒は自分のこれまでの頑張りや成果を発表して、自信や意欲を高める。

4. 外部専門家の活用について

P T（理学療法士）2 名、O T（作業療法士）2 名、S T（言語聴覚士）1 名、歯科医 1 名の 4 職種、6 名の専門家が来校し、年に 7～8 回、1 回に 3 時間、自立活動の時間の指導を中心に見て頂く。

5. パワーアップシートについて

外部専門家からの気づきや助言を、児童生徒に関わる自分がどう受け止め、今後の指導にどう生かしていきたいのかを記載する。

この一連のやり取りを通して、身についたり高まったりしたと感じる視点や考え方、はたらきかけなどについて記載する。

6. 自立活動研修会の企画・運営

自立活動研修会：全職員を対象として、年に11回実施する。

肢体不自由特別支援学校の教員として押さえておくべき内容を扱う。

自立活動学習会：希望する職員を対象として、年に7回実施する。

実技的な内容や教材の活動など、指導にすぐに生かせる内容を扱う。

全国の類似施設と同様に、当初は肢体不自由児施設として開設されているが、近年では重度の重複障害児童・生徒のニーズが高まっている。先述の通り県の中央に位置し、通所区域は広域である。また、寄宿児童生徒は、県全域から来ている。

P T - O T - S T の連携の重要性が言われる中、さらに歯科医を外部有識者に入れ、自立活動の検証がされている点は重要である。

市民文教常任委員会行政視察報告書

市民文教常任委員会委員 八木 米太郎

調査の期間	平成25年(2013年)10月29日(火)～10月31日(木)	
調査先 及び	北九州市	1. 北九州市立特別支援教育相談センターについて 2. 市民センターの活用について
調査事項	長崎県	1. 長崎県立諫早特別支援学校について

はじめに

これまでの私の視察報告は、調査先別に調査事項の感想・意見等をどちらかといえば思うがまま記述したものであった。長く議員を務めながら、今ごろ何言うてまんねん、ということだが、又当たり前といえば、当たり前のことながら、視察の目的は一言で言ってしまうと「先進地の良いところを学び、本市に施策に活かす」ことである。議会改革の一環として、昨年度、常任委員会ごとに施策研究テーマが定められ、議員個人としてだけでなく、委員会として「活かす」ように改められたが、恥ずかしいことに、昨年度の私の視察報告は、従前のものとほとんど変わりなく、又所属の厚生常任委員会も視察の成果を十分に活かす努力が足りなかった。が、今年度は正副委員長の適切な運営・指導により、平成25年度本委員会の施策研究テーマ①市民館、市民集会施設の活用状況②特別支援学校の現状と今後のあり方に基づき、管内視察等の調査研究がすすめられ、今回の視察も、テーマに沿った「明確な意志」のもとに実施されたので、自らの反省も大いに込めて、報告書の書き方を改め、テーマ(調査事項)ごとに記述することにする。

加えて、委員会として「活かす」こと、委員会活動として本市の施策に結びつくように、八百屋的な羅列も改め、テーマはもとより、その課題・論点も絞って、報告書をまとめることにする。具体的には、今回、テーマ①の探究は他の委員にお願いするとして、テーマ②の特別支援学校の現状と今後のあり方の考察参考材料になるように、とりわけ、事前の西宮市立養護学校管内視察(10月18日)における学校長のお話で異常に気になった「介助員のあり方、教員・介助員の役割分担とその連携」ほか、印象に残る点を書き記す。

1. 介助員のあり方、教員・介助員の役割分担とその連携について

北九州市立特別支援教育相談センターでは、結果的に本委員会から視察先への事前の質問事項が届いておらず、視察内容がかなりちぐはぐなものとなり、同センターに隣接して設置された、西宮市立養護学校(以下「西宮養護」又は「養護」という。)と同じく肢体不自由児を対象とした特別支援学校である北九州市立北九州特別支援学校(以下「北九州」という。)については詳しく視察できなかったが、同校については事前資料と事後回答書を参考に記述する。長崎県立諫早特別支援学校(以下「諫早」という。)も肢体不自由児を対象とした特別支援学校である。学校要覧(北九州：平成23年度(2011年度)、諫早・西宮養護：平成25年度(2013年度))によれば、職員構成は表1、児童・生徒数は表2のとおりである。

職員構成は、独自の職種区分があつて、単純な比較はできないが、北九州の特徴は相談センターが北九州市立総合療育センター(市福祉事業団運営施設)に併設された同市教委特別支援教育課の事業であり、同課が療育センターから、医師、療法士等を必要に応じて派遣しており、従って、専従の看護師がゼロの点である。又、諫早は県内肢体不自由児対象校が他に長崎、佐世保(知肢併置)、諫早東(肢体不自由・病弱)の3校のため、五島、対馬をはじめ長崎も含み、県内遠隔地からの児童・

生徒を受け入れ、寄宿舎が整備されていることにより、寄宿舎指導員が配置されていることである。

西宮養護の特徴と言え、一目瞭然、介助員が桁外れに多いことである。北九州6、諫早4であるのに対し、養護は30である。これは、児童・生徒に手厚い隅々まで行き届いた介助が行われているということであろうか。

必要な介助員数は、当然、要介助の度合いと要介助の在校生数に比例すると考えられ、安易な比較はできないが、おおむね在校生数に比例するものと考えていい。3校の在校生数を比較すると、多少のばらつきがあるものの、小、中では顕著な差がなく、高等部の生徒数において、養護のみが著しく少ない。表3は、市教委からいただいた西宮養護の介助員の小、中、高への配置数である。養護では在校生70人のうち、登下校に47人がスクールバス5台、20人がタクシー7台(福祉:4、普通:3)、計12台を利用しており、介助員が登下校時、バスに4人、タクシーに7人、計11人、加えてタクシーには看護師2人が添乗している。北九州はスクールバス4台(下校時は8~9便:利用在校生数不明)、介助員添乗の有無は不明、諫早はバス2台、ジャンボタクシー1台(下校時は火曜のみ4便:医療的ケア対象者は利用できず、通学生91のうち、利用在校生42、自家用車通学42)、各々に介助員1人が添乗している。これらバス添乗等を勘案しても、介助員の職務内容にさほど差があるわけでもなく、30人は適正な数かどうか、疑問である。無論、勤務体制や職務内容を精査しなければ簡単に結論を出せる問題ではないが、費用対効果も含め、検討・改善すべき課題であることは間違いない。

「教員・介助員の役割分担とその連携はどのようになっており、うまくいっているのか?」との事前の質問に対し、北九州市では、「介助員は、特別支援教育介助員の名称で、学校からの要望に対して必要な場合配置している。一定の研修を受講後、通常の学級に在籍する肢体不自由の子どもへの介助に当たっている。」「特別支援教育介助員が欠席した場合には、担任及び他の教員や保護者が介助にあたることはあるが、それ以外は介助員が学習面と生活面での介助を担当するため、役割分担は明確であり、連携もうまく図れている。今年度は現在19名の特別支援教育介助員が配置されているが、全ての学校でうまくいっている。」とのことであった。回答者が市立特別支援教育相談センター(市教委特別支援教育課)であり、質問の仕方にも問題があったと思われるが、特別支援学校での体制ではなく、特別支援教育の問題として捉えられたのである。このことから推察しても、北九州市の特別支援学校では、全く問題がないものと思われる。

諫早の文書回答は、「本市では、正規職員2名、嘱託職員2名の計4名の介助員がいます。職務内容は、スクールバス添乗、トイレ介助、授業介助、給食配膳準備、給食補助、食事片付け等です。授業や食事の指導は基本的に教員が行い、介助員は教員の指示に従い連携を取りながら児童生徒の介助を行っています。グループなどの授業では、4~5名の教員の中に1名の介助員が入って、授業を進めています。」とのことで、口頭で「特に資格は要せず、将来的には全員嘱託としたい」との追加説明もあり、北九州同様、課題となっているとは思えなかった。

もとより、冒頭で述べたとおり、この課題は、西宮養護管内視察の際、学校長が課題として、文書に記されたこと以外に、口頭で述べられたもので、教員と介助員の連携に問題があるとの主旨であった。一般的に、内部の不祥事や不都合は公にしたいくないのが世の常で、なかでも教育委員会という組織はその傾向が特に強く、ましてや私ども議員に対しては、ひたすら隠蔽しようと画策してきた例は枚挙に遑がないほど。にもかかわらず、口端に掛けるとは、しかも責任者で管理者たる学校長が口に出すということは、よほどのことと解釈すべきである。そこには限度を超えた「何か」があるに違いない。かつて、学校給食の現場で、組合がらみの嘱託調理員の問題があったことを思えば、介助員の勤務状況(休暇の取り方、実働時間、人

員配置など)に何ら問題がないとは言い難い。介助員は講師を除く教諭数と同数の30である。教諭には異動があり、勤務年数が浅い者も多いことを思えば、人数構成的にも学校内で圧力団体化することは容易に想像できる。

現場では、30という人数だけの問題ではなく、連携云々以前の問題としてその仕事の質も問われているのであろう。少なくとも、30人の介助員の配置で、西宮市では手厚い介助が行われていると、高らかに誇りを持って言い切れる状況でないことだけは、残念ながら、断言できると思う。

今回の視察において、介助員制度の課題等を掘り下げることはできなかったが、本市の教育、しかも福祉にも係わる現場で、積年のウミがあるとすれば、早急にメスを入れ、そのあり方を抜本的に見直すべきである。本委員会の本年度の責務として、職員構成数が市教委や学校からの提供資料ごとに微妙な差があることも含め、今一度、介助員をはじめ、市費負担職員の勤務状況を詳細に調査・研究し、「一人一人のニーズに応じた教育を行い豊かな心で自分らしくともに生きる力が育む」との教育目標が達成できるよう、環境の整備に寄与すべきであると考えている。

2. 医療的ケア等のために

近年、特別支援学校においては、例外なく、障害の重度・重複化、多様化が進み、より専門的な指導や医療的ケア(医療サポート)を必要とする児童・生徒が増加している。一人ひとりの障害の状態や特性等によって、専門的な判断と適切な指導・サポートが求められているのである。

障害の重度・重複化、多様化については、平成17年頃から総合化(肢体不自由・病弱及び知的障害)の研究が進められ、特別支援教育の理念を踏まえて、京都府のように総合化で対応している自治体もある。しかしながら、県立特別支援学校が知的障害、市養護が肢体不自由と明確に区分されている本市の現状を鑑み、総合化についての言及は、別の機会に譲ることとする。

前述したように、北九州市立特別支援教育相談センターと総合療育センターは併設されており、これらの続きに北九州特別支援学校があり、さらに隣接して病弱児のための企救(きく)特別支援学校、社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会・就労継続支援B型事業所「春ヶ丘学園」、障害者スポーツセンター、国立病院機構小倉病院、道を隔てて、市立小倉南養護学校(知的障害)があり、言わば、今最も求められている専門的な指導や医療的ケア(医療サポート)等が行える体制を含め、特別支援教育に必要な機能が理想に近い形で集中して立地している。誠にすばらしいとしか、言いようがないが、西宮養護が本市「第4次総合計画の中間見直し」の中で、第4次総合計画後期に老朽化した施設の建て替えが明記されたことを思えば、少なくとも、建て替えにあたっては医療施設に隣接した立地を追求すべきであると考えている。

本来なら、北九州市のように機能的に「総合化」された各関連施設、西宮では既に整備事業が進められている「児童発達支援センター」や医療機関、就労支援施設等との隣接が望ましいが、仮に市民病院をアサヒビール跡地に移転新築するというのなら、病院の隣接地に建て替えすべきと考える。市民病院の移転新築に賛成することははばかれるが、計画どおり跡地移転を推進させるのなら、少しでもプラスになる方向で考えるべきと思う。西宮養護が障害の重度・重複化、多様化に対応できる施設に一步でも近づくように、医療施設に隣接した設置場所を選ぶよう提言したい。

表1 特別支援学校(肢体不自由児)職員構成

	市立北九州	県立諫早	西宮養護
	2011年度	2013.H25.05.01現在	
校長	1	1	1
教頭(副校長)	2	1	1
主幹教諭	*	3	2
教諭	62	78	30
講師	13	10	24
非常勤講師	*	1	1
養護教諭	2	2	2
看護師	--	2	8
実習助手	3	2	2
訓練士	--	--	1
寄宿舎指導員	--	23	--
学校給食調理師	6	--	4
事務職員	4	5	4
栄養士	1	1	1
用務員・警備員	1	2	3
介助員	6	2	22
介助員(非常勤)	*	2	** 8
業務補助	--	1	--
補助員	--	1	--
運転手	--	--	2
計	101	137	116

* 北九州は主幹教諭と教諭の区分、講師及び介助員に付き、常勤と非常勤の区分不明
 **養護の介助員(非常勤)の欄は、臨時職員の数。介助員22の内訳は、正規6、嘱託16

表2 特別支援学校(肢体不自由児)児童・生徒数

	市立北九州	県立諫早	西宮養護
小学部	49	37	33
小学部訪問	7	2	--
中学部	19	26	19
中学部訪問	1	1	--
高等部	43	55	18
高等部訪問	1	2	--
計	120	123	70
訪問を除いた小計	111	118	70

表3 西宮養護の介助員配置数

	正規	嘱託	臨時	計
小学部	1	10	3	14
中学部	2	3	3	8
高等部	3	3	2	8
計	6	16	8	30

委員会所管事務調査感想・意見等

委員名 よつや 薫

調査の期間	2013年10月30日(水)～10月31日(木)	
調査先及び	北九州市 北九州市立特別支援教育相談センターについて	
調査事項	市民センターの活用について	
	諫早市	長崎県立諫早特別支援学校について

【北九州市立特別支援教育相談センターについて】

1、北九州市立特別支援教育相談センターの概要

・巡回相談

学校・園を巡回して教職員に指導内容や方法に関する指導や助言を行う。具体的には、学校・園からの申込みにより学校・園を訪問し、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の様子を

ふまえて、適切な指導や必要な支援の在り方について協議を行う。また、校内支援体制づくりや個別の指導計画等の作成についても指導助言を行う。

・教育相談

子ども・保護者・教師を支援する教育相談。子どもたちの学校生活や生涯を見通して、現在の様子をふまえ、一人一人に必要な支援について一緒に考える。必要に応じて併設の総合療育センター等と連携を図りながら進める。

・就学相談

障害等のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向け、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるために、適切な就学の場を相談。就学相談会では、保護者への面談や教育的・心理学的及び医学的観点から、幼児児童生徒の障害の状態等を総合的に理解し、その結果を受け、保護者と相談しながら就学する学校を決定する。

・通級相談

通常の学級に在籍し、言語・聴覚・視覚・情緒に軽度の障害のあるお子さんや、医療機関等でLD・ADHDの判断を受けたお子さんを対象に、通級による指導が必要であるかどうか判断するための相談会を実施する。

2、北九州市の特色と西宮市の現状など

特別支援教育相談センターと見学もさせていただいた総合療育センターを併設していることが非常に大きな利点であり、特色と考えられる。西宮市は、児童福祉法に基づく児童発達支援センターとしてのわかば園と西宮市立総合教育センターにあるスクーリングサポートセンター機能などを統合した総合療育センター整備をすすめ、2年後にスタートする予定だが、歴史のある先進市である北九州市の例にならないながら、より拡充した内容を期待したい。



同センターと総合療育センターの外観

【北九州市立若園市民センターについて】

1、北九州市の市民センターの概要

2004年よりそれまでの市民福祉センターから市民センターに改称、公立公民館と市民福祉センターの機能を合わせたものとなった。

市民センターにおける主な活動は、コミュニティ活動、保健福祉活動、生涯学習活動などである。



若園市民センターの正面カウンター付近の風景

2004年の整備にともなって、63館あった公民館を55としたが、センターとしては結局、134となり、住民サービスの低下は招いていない。

管理運営体制は、市の直営であるが、まちづくり協議会へ運営を委託。館長は、市が採用試験で独自に採用する。まちづくり協議会は、地域住民から職員を雇用して館に配置。直営でしかも市民への委託とするのは、市民センターを地域住民の自主的な活動の拠点とするための制度的担保としてとのことである。

北九州市が考えるこの体制のメリットとしては、地域づくり活動の担い手となる人材を育成できる、市民センターで行う市の事業が実施しやすい、職員の人件費が抑えられる、などの点を上げている。

2、北九州市の特色と西宮市の現状など

公民館の事業がそのまま市民センターに引き継がれて事業の内容や生涯学習活動で利用されている利用者の数などを見ると、西宮市で行う公民館の事業はこの市民センターに行なっておられるのがわかる。

運営体制については、西宮市と全く異なり、館長のみを市が採用試験で独自に非常勤嘱託の形で採用し、管理業務の一部をまちづくり協議会に委託している点で人件費が抑えられる、としてメリットとしていることについては、現在の館長および委託先であるまちづくり協議会の人件費が適切な水準で維持されているか否かを精査することによって賛否が分かれと思われる。若園市民センターの館長は、市民企画講座の企画まで担当するなど、非常に精力的に動いておられる日常がしのばれたが、西宮市の公民館のあり方についてはその点は大いに参考にすべきであろう。

また、市民の自主的、主体的な活動の拠点としてまちづくり協議会に委託することについては、並行して地域総括補助金制度の導入により、補助金の流用が可能になった部分でより柔軟に動く点も評価すべきと考える。

【長崎県立諫早特別支援学校について】

1、諫早特別支援学校の概要

学校経営方針としてのビジョンは「行かせたい学校・行かせてよかった学校」であり、具体的には、特別支援教育に関する専門性を確立し、授業の改善・充実により児童生徒の生きる力を育む。地域におけるネットワークを確立し、相談や支援の体制を整え、地域のセンター的機能を充実させる。信頼される学校を目指し、組織マネジメント 長崎県立諫早特別支援学校校舎外観

本年度の努力目標としては、校内研究の充実を図り、新学習指導要領に対応した教育課程の改善・編成に努める。というものである。

特徴的な取り組みとして、研究体制、外部専門家活用、地域のセンター的役割(相談活動)などがある。また、寄宿舎が併設されており、寄宿舎指導員の体制も整っている。

2、長崎県立諫早特別支援学校の特色、西宮市立養護学校の現状との比較、相違など

諫早特別支援学校は学校経営目標として 児童生徒一人一人の生命と人権を尊重し、教育的ニーズに応えるきめ細かな指導の充実に努めるとし、今年度の目標として「個別の指導計画の作成と評価により、個に応じた指導の充実に努める」など、西宮養護学校が掲げる「一人一人のニーズに応じた特別支援教育」という目標と異なるところはない。

ただ、いわゆる重度重複の児童、生徒の在籍数の違いから、学校運営そのものの違いが多少あると考えられる。

児童生徒数 70 名に対して、教師 63 名、介助員 35 名であるが、諫早特別支援学校は、児童・生徒の総数は 123 名に対して、教諭・教師 87 名と介助員 4 名となっていることから、その体制の相違が現れていると考えられる。

特に、西宮養護学校は、肢体不自由を主障害とする児童生徒の特別支援学校という位置づけから、医療的ケアを必要とする子どもたちも多く、医療的ケアの体制は諫早特別支援学校とは異なる。西宮養護学校に事前に伺った時には、看護師の体制が不足している点をうかがった。この点については、教育委員会において改善がもめたい。

また、諫早特別支援学校にあらかじめお尋ねした質問の中で、スクールバスの運行形式、内容についても異なることがわかった。諫早特別支援学校の場合は、バス停でスクールバスを待つが、西宮市は、自宅近くまで迎えに行く点は利点だと考える。しかし、諫早の場合は、学校職員の介助員が添乗員として乗り込むが、西宮市の場合は、委託のバスについては、介助員が委託先の介助員となっている点で異なる。一貫した安全な通学と子どもたちとの信頼関係を担保するために、諫早と同様に、児童・生徒の日常を把握できている学校職員の介助員を添乗させるべきである。

この点についても、教育委員会に改善を求めたい。

【常任委員会視察のあり方について】

今回も常任委員会視察については、北九州市および長崎県のお手間をいただき、それなりの成果をいただいたと考えるが、常任委員会の行政視察そのものについては、改善すべき点があるのではないかと考える。

常任委員会で、全メンバーで参加する必然性があるのかどうか。この点は、議会改革特別委員会でも議論をされた形跡はあるが、現行のやり方がベストなのか否かは、再度検討すべきである。

全員参加の視察が必要であるか否かは、視察でなければ得られないという情報であるのか否かの検討と、その参加メンバーと人数、経費、相手方自治体の負担を含めた費用対効果など、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という意味からも、地方自治法に基づいて設置されている議会がこの条文の埒外ではないことは明らかで、問い直す必要はあるのではないかと考える。

以上